

平成 31 年（2019 年） 3 月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成 31 年 2 月 28 日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成 31 年 3 月 13 日（水）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10 番	瀧本 攻
12 番	入江康仁	13 番	家崎仁行
14 番	東 清剛	15 番	平野隆久
16 番	中津畑正量		

欠席議員

11 番 近澤チヅル

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、11番 近澤チヅル君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 奥村 仁君

8番 樋口泰生君

のご両名をご指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は5人を予定しておりましたが、近澤議員からの一般質問の取り下げの申し出がありましたので、許可することとし、本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思っておりますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また通告外の質問や不規則発言がなされた時は、その場で発言の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

東清剛議長

それでは、7番 奥村仁君の発言を許します。

7番 奥村仁君。

7番 奥村仁議員

7番 奥村仁。おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告のとおり平成31年3月議会における一般質問をいたします。

この定例会における一般質問は、平成という元号における最後の機会になるということで、改めて時代の節目であると認識し、そしてその平成の時代における大災害である東日本大震災から8年を経過した今、さまざまな経験を無駄にすることなく、次の時代を迎えるために今一度現状を検証し見直すべきことや、もう一歩前進させていかなければならないものを執行部の皆さんともども一緒に確認できればと思います。

それでは、通告どおり質問に入らせていただきます。

今回は、防災対策・危機管理の現状についてであります。紀北町では、地域防災計画として災害の予防から復旧・復興に向けたさまざまな事柄を防災会議にて書面化されております。今回はその計画を最大限に生かせるよう、改めて検証しようと思うもので、3つに分けて質問をさせていただきます。

まず1つ目、大災害発生時における各地区と行政との連携方法ではありますが、大災害といっても火災や風水害などさまざまなものがある中で、今回は地震・津波によるものを中心に取り上げておりますので、よろしくお願いいたします。

大地震が起きた後、やはり襲ってくるのが大津波であります。住民はとにかくその時に自分がいるところから少しでも高いところを目指して避難いたします。行政の職員や消防団、消防職員や警察官であっても、それは同じだと思います。とにかく我が身を守ることにベストを尽くす、そういうことだと思います。

一次避難については、これまでもたくさんの議員が質問をしてきていますし、避難路の整備や避難タワーなども整備をされてきております。今回は津波がおさまり住民の生存や被害状況、今後の対策などを現場での情報収集や災害対策本部の設置場所の確定、各地区のリーダーとの日々変化していく避難所をはじめとする各地区の被災者情報や、他の市町からの受援体制の情報など、情報伝達方法や予想される物資の搬入や自衛隊やボランティアの受け入れ等について、あらかじめ計画に沿った訓練が必要であると思います。

通信機能がどのように被災しているか。また、どの方法がこれまで災害にあった地域で有効であったのか、そういう情報は行政のほうでも把握されているものと思います。情報共有の手法をしっかりと研修・検証しておくことで、発災時の現場での混乱を防ぎ、物資や受援の円滑な分配等につながるものと考えております。

まずは地域防災計画に沿ったフローチャートの作成と、机上訓練等を含めた各地域の区長や自主防災組織を交えた訓練などの取り組みの現状について、お聞きいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

防災対策・危機管理の現状について、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

大規模災害発生時の被害想定や情報収集、支援助入方法等につきましては、紀北町地域防災計画に記載をいたしまして、フローについても同計画に記載しているところでございます。

しかし、平成28年の熊本地震を受け、あらためて受援体制の整備の重要性が浮き彫りとなったことから、県とも協議を重ね、本年3月に三重県市町受援計画が策定されることとなりました。紀北町におきましても、三重県の受援計画をもとに、紀北町受援計画を策定し、各地区への人的・物資・ボランティアなどの支援体制を明確にしていきたいと考えております。

ただし、南海トラフ巨大地震のような大規模災害時では、町外からの支援におきましては、発災後4日以降になると想定されておりますので、以前から申し上げているとおり発災から3日間は、自助・共助などの地域コミュニティが非常に重要になってくると考えております。

また、地域と行政との連絡体制の構築につきましても、過去に被災した自治体の経験などを参考にし、今後も検討させていただきたいとそうように考えております。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今、町長から地域防災計画への記載等のお話と、熊本の災害の後ですね、三重県に対してもいろんな市町からの受援体制であるとか、そういうことのあらためてそういう体制を考えていかなければいけない、そういうことについても答弁していただいたところなんですけども、地域防災計画なんですけども、住民の方はたぶんあまりこの計画を、こういうものを見たことが、触れることというのがないと思うんですけども、私もこれで3期目になるので、8年、9年目に入るんですけども、実際にこの防災計画の内容を隅から隅まで、今まで確認して自分の頭に入れるような作業というのは、恥ずかしいところですけども、できてきていなかったと思います。

今回この質問をさせていただくために、この防災計画を隅から隅まで見たかという、見れてないと思います。ものすごく事細かく記載されていますので、どういうことが起こればどういう形で体制を整えていきますというようなことを、かなり明確に示されているものだと思います。

だからその中でですね、活字としてそういうことが起こったら、こうしていきましようということが記載されている中で、実際それがどういうふうに行われていくかということを、今回は質問させていただきたいなというふうに思っております。

各地区ではですね、防災訓練、9月の防災訓練であったり、三重大の川口先生が入っている避難訓練等もされております。最近では昨日の他の議員の方の質問にもあったようにですね、やっぱり避難所訓練、避難所での運営というところで、いろんな訓練をされている中で、HUGという避難所運営ゲームというものが、各地区でも行われております。去年であったら職員の皆さんもこの訓練をされたというふうに思うところではありますが、その中でですね、避難所を開設していく中で避難者がどこの部屋にいくとか、いろんな振り分けをしていく。

その途中でイベントというものが組み込まれていて、仮設のトイレが届きました。どこへ置きますか。どこどこからどういうものが届きました、どうしますかっていろいろそういうものの対処方法が発生して、その対応をどうしていくかというものを、訓練していくものがこのHUGの訓練なんですけども、それはやはりゲームというところでもあってですね、ゲームというところちょっと語弊があるかもわからないんですけど、少し実際のものとは離れたものかなというふうにも思います

住民がやる時には意識づけなのかなというふうに思うHUGの訓練が、最近よくされてきているところでもあるんですけども、そのHUGの訓練のような形で、実際にこの防災計画の中で取り組まれていくものというところを載せているものをお聞きしていきたいというふうに思います。

まず地震が起きて津波が来て、大きな災害になっている状態で、住民がいろんなところに避難していると思うんですけども、その中でこの防災計画の4-31という部分で、被害情報の収集、連絡活動というものがあります。この手法に関しては、発災からいろんなタイミングで情報収集を行われていかなければならないと思うんですけども、その発災からどれぐらいのタイミングで、その連絡、被害の情報収集ができていくか。それは誰がしっかりと行っているのか、行政の職員なんか、地域の誰なのか、その伝達の手段というものは、どういうふうにできるのかというところで、現在では危機管理課のほうで、この手段のほうをどういうふうにできるか、どこまで考えられているかを答弁いただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはりこういった災害はですね、情報共有というか、情報伝達が大変重要な役割を占めてくると思います。そういう中で昨日の一般質問にも少し答えさせていただいたんですが、やっぱりその情報伝達手段がですね、どこまで生きているか、機能しているかということですね、それによって携帯電話が生きていれば、LINEのようなものも使えますし、我々の紀北町の防災ナビ、こちらからですね、役場の情報であれば流せることもできます。

そういったものでやっていかなければいけないと思いますんで、その情報の連絡がどこまで今活用、情報のシステムがどこまで機能しているかということですが、一定落ち着いてからそういうのが全てダウンした時は、地域からやっぱり人的なもの、また国や県からのですね、救助にきた人的なものに頼らなきゃいけない部分もあろうかと思ったり、人

が入れるようになれば、大きな無線機等も担いでですね、自衛隊等もお越しいただけると思うんですが、そういったことからすると我々としては、町としてはですね、携帯電話で国や県とも常に情報をとれるようなシステムも持っております。

衛星携帯電話につきましては、本庁舎に6台、支所に4台ございます。そういった意味ではそういった活用をしながらやっていきたいと思えます。また、詳しいことのご質問あったら、担当のほうからお答えさせます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

伝達方法の中でですね、携帯電話であったり、衛星電話であったりというところで、まずはその状況にならないと、結局わからないという状態というのも、実際にはあるかと思うんですけども、その情報収集のタイミングというところで、今、答弁はなかったのかなと思うんですけども、避難されて避難者がどれぐらいみえるか、だいたいその避難した地域の中で、どれぐらいの人が行方不明なのかというところを、いつぐらいまでに情報収集をして、いったんどれぐらいの方が生存されているのかと、生存という悪いんですけどもね、避難できているか、避難できていない方がどれぐらいいるのかというところを、実際のところ何日後までにとりまとめるところを目標としているのか、というところをお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々といたしましては、情報収集はですね、一番先ほども申し上げたように重要なことだと思います。そういった部分では先ほど申し上げなかったんですが、消防団の無線機がですね、私は有効に働くのではないかなと思っております。全てがダウンした時ですね、そういったことがあります。

それと情報収集は1日でも早くなんですが、4日から受援体制というか、国からとか入るのであれば、どこどこに誰々が何人いてというものを、それまでに情報収集をですね、できるだけして、それから国、自衛隊とか、国交省、そういった方、県国の方が入っていただく時にはですね、一定の情報を伝えられるような形にですね、するのがいいのではないかと考えております。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

受援体制がですね、だいたい4日というのは、少し聞いていたところであるんですけども、4日を目途に受援体制がまずどこが入ってくるのかというところでいくと、ちょっと自分の流れからすると飛んでしまうんですけども、自衛隊、海上保安庁、いろんなところに災害派遣の要請をしていくというところで、紀北町であれば陸上自衛隊第33普通科連隊、久居から来るのが一番先になるのかなというところで、道路であったり、空路であったり、いろいろな中でこの紀北町に受援体制がしかれていくと思うんですけども、その普通科連隊との受援体制のシミュレーションというかですね、もし発災して受援体制の応援要請があった時に、紀北町のまずどこへ入り込んで、どういうふうに各地域に振り分けられていくか、そしてどういう活動をまず行われていくかというのは、あらかじめ紀北町とその受援体制に入っていた自衛隊をはじめとするいろんな地域の行政であったり、そういうところとどういうふうにあらかじめの体制のシミュレーションであったり、そういうものやってくるのか、また、実際にはやったことがないのかをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず私の最も大きな役割がですね、県への応援要請です。これがまずスタートして、それから受援体制が始まるものだと思っております。そういったことから我々といたしましては、始神テラスをですね、国交省も防災基地としていただいておりますし、我々もそのようにしておりますので、基本的には高速であそこへ下りていただいて、そこからいろいろな地域へ入っていただくという形になろうかと思います。

そのための国交省の防災基地でもございますので、我々としましては始神テラスに集まっていたいただいた方々を、先ほどの情報収集したことに基づいてですね、どちらへ行っていたか、また道路境界その他も含めてですね、お願いしていくことになろうかと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

そういう形で町長がいろんなところに要請していくというところで、町長がいなかった場合というのをですね、この場で言いにくいんですけども、町長がもしものことがあった場合

には、副町長が、副町長も連絡がもし取れない場合は、教育長がということも防災計画の中に示されているんですけども、例えばその下の動きですね、各課の各連携していく中で、職員も含めてもしものことがあったら、誰かに指示をされなくても、こういうふうに動いていくんですよというのを皆さんの的確に、指示がなくても動ける体制であるかというところを、そこもやられているのかというところを質問する部分と、その応援体制が入った後も含めて通信の機能なんですけども、もしこの通信機能がどこまで失われているかというところで、先ほども町長が言われたとおりで、今まで災害にあわれた地域の被災地で、どういう通信機能が一番最後まで残ったか、一番伝わりやすかったのかというところを、検証されていると思うので、わかれば教えていただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、携帯電話が通じるようであればLINEがですね、コンセントとか繋がらないということがなく、一番職員の情報共有にも役立ったとお聞きいたしております。そういった意味で、先ほど受援が入れば、自衛隊がそれぞれおのおの無線機等も持っていますので、そういった連絡方法もまた活用できるのではないかと考えております。

また職員の体制につきましては、担当課長よりお答えさせていただきます。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

大規模災害時ですね、職員の行動につきましては、職員の行動マニュアルというものがございます。これに基づいてですね、災害が発生した時には、各班の担当等が明記されてございます。これに基づいて職員が行動することになりまして、あと毎年ですね、防災訓練等でもですね、そういった情報収集、避難所へ行った時に避難所からの避難者の数とかですね、情報を連絡したりですね、そういった訓練も毎年やっております。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

職員のマニュアルができていくということで、そのマニュアルに沿って確実に行動ができていけば、問題がないのかなと思うんですけども、実際にありましたよということを前提に、

いろんなことをやってみたことというのが、あるのかないのかというところをお聞きするところ、まずそのLINEがやっぱり一番生きていたというところで、そのLINEを使って情報共有をしていくというところのシミュレーション、職員を含めてたぶん地域とのその情報交換が、そういうものでできる状態をつくっておくということが必要なかなと思うんですけども、その地域を含めた訓練、そういう実際の状況を取り入れたような形の訓練ができていくのかというところをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

LINEの訓練というのは特にやってないですけど、参集訓練をやっております。メールを送ってですね、参集しなさいというような形の訓練はやっておりますし、私のところへも入ってまいります。

それから、まず議員もおっしゃっていただいたように、各点呼ですね、家族とともに逃げてくださいということから参集していただいて、そこから行動が移るわけですが、大規模災害ではないんですが、台風時ですね、いろいろ班分け等もしながら対応しておりますし、庁舎内のタイムラインとか、そういったものも台風時とかで訓練しておりますので、それぞれが結びついていく。

それから、職員訓練もですね、今月やったかな、行うの。職員の防災訓練も、それも行うようになっておりますので、そういったものをやりながらいざという時に、少しでも役立つように、そういうスキルとかレベルを上げていきたいなと思っております。

議長すいません。

東清剛議長

はい。

尾上壽一町長

早朝の抜き打ち参集の訓練も行いました。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

庁舎内の職員の連絡網であったり、参集の招集訓練はされているところなんですけども、それが災害が起こった時の地域と災害本部というところで、地域でまとめられたものという

のは、職員がおるとは限らないので、地域のリーダーになる区長さんであったり、役員であったり、自主防災会であったりという方が、どういうふうにまとめて災害本部と連携をやっていくという訓練が、たぶんできていないように思うんですけども、それがどういうふうに考えられているかということをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そこが自主防の皆さんの役割の中心になるところだと思いますが、職員のですね、参集、防災訓練の中で1つお話を言い忘れたんですが、まず地域の情報を持って役場に参集するというのが大きな役割でございます。地域の避難場所へ逃げた人間が、職員が地域の情報を持って、持ち帰って役場に参集する。そこで情報収集をしながら、その後の対応にもあたるというシステムになっております。あとのことは課長のほうから。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

この防災計画にも載せさせていただいておりますところでもありますけれども、地域の連携というのが非常に重要になってくるかと思えます。自主防災会の方におきましては、発災時にですね、情報収集をしていただいて、町の職員とですね、連絡をとりながらその被害状況とかですね、怪我の状況とかですね、そういったものを情報のやり取りをしていくことが重要になってくるかと思えますので、その情報伝達のあり方については、今後地域の方々とですね、お話をさせていただきながら、例えばLINEとかですね、SNSを使いながらの情報伝達もあるかと思えますので、それを今後、話しながら構築していきたいと考えております。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

どちらかといえば、これからの部分というのがかなりあると思って、その地域の中で情報収集をして、いろいろ災害本部とやり取りをしていくという中で、さっきのHUGとかですね、そういう状態の中で、災害本部であったり、物資が届けられたところの情報と、地域でその物資を待つ人を待つというところの情報が、上手に情報交換できていなかった場合に、

LINEとかで地域を運営している責任者の方にしっかりと半日後、1日後にこういうものが届きますよというような情報が先にいくとか、そういうような情報共有の構築というのが、今から必要になってくると思うんで、今、課長が言われたように、その訓練をこれから地域とともにやっていくということで、あらかじめ骨のような形でですね、何もなかったらこういうような形で、これぐらいの時期にこういうものが届くようになります。自衛隊がこういう形で入れるような状況があります。情報共有の主な場所が本当は庁舎に設置される予定が始神テラスになりましたとか、そういうところの情報というのが、しっかりと地域に伝わるようにやっていかなければならないというふうに思うので、今後そういう形でできて、今までできていなかったこと、今からやっていかなければならないことをしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

この地域防災計画の中で気になる点として、し尿処理の問題が出てくると思うんです。この中では被災時の運用方法という形で、処理方法が蓄容量を超えないということがないように配慮しますというふうにあるんですけども、実際にその状況に陥った時に、現在町の中では2社で運用していただいているんですけども、そういう時になるとこれが機能するのかどうかというところで、その辺をどういうふうに考えておられるかというところをお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大津波のような大規模ですと、おそらく2社の車両等もダウンすると思います。そこで三重県もですね、仮設トイレの借りられるような応援協定もしています。

それから三重県市町災害時応援協定ですか、あれがありまして、三重県からそういった他の地域へ向けてですね、発信してそういうバキュームカーとか、そういったものもしないと、おそらくその時には紀北町としてのそういった機能はほぼ全滅していると思います。そういう大津波の時ね。ですから、すべてがほぼ町外から頼らなければいけないことになろうかと思しますので、三重県、国の位置づけが大きくなって、私が一番先にやらなければいけないのは、その応援要請、そういったものですね、それからマスコミ対応して、うちの町はこういう大変な状況なんですと伝えながら、よそからの応援をですね、促すようなそういう施策をやっていかなければいけない。

応援につきましては、こういう大規模災害はもう町内では全てに対応できないような状況

になってまいろうかと思えます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

そうですね、たぶん所有しているバキュームカー等は使えなくなっていることが前提になってしまうかなというふうに思います。ここあげさせてもらったのが、やはり水道も使えない、電気も使えないとなると、やはり水洗トイレが使えなくなる可能性が高いというところで、仮設のトイレの設置が急がれたり、それまで設置されるまでは高台にあるような、昔からあるような汲み取り式のトイレの使用というのが、生きてくるのかなというふうに思うんで、それも日にちが経ってしまうと、住民の数が多ければ多いほどいっぱいになってしまって、汲み取らなければならないというふうになってくるので、その対応がものすごく必要になってくる部分かなというふうに思いますので、そこら辺も含めて早急な体制をとっていただくということをしていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、高齢者や常時治療が必要な住民の方への対応ですが、先ほどの中ではこの高齢者に対しての質問を入れるつもりだったんですけども、2番目に全部回したんですけども、やっぱり大規模災害の時だけではなくって、普通風水害の時でも事故などで停電など、電力を失った時に尾鷲の総合病院まで治療に行かなければならない透析をされている方や、自宅で電気がないと困る装置があるような呼吸器をつれられたり、いろんな医療機器を必要とされる方というのは、命に関わるような状態になると思います。

また、高齢者や障がい者の方で、自分の状況、状態というのを人にしっかりと伝えられないという方もいるように思われます。さまざまな現状、状況がみえてくるんですけども、行政としてそういう方々が町内にどれぐらいみえて、どういう対応をするというふうな形を把握、どのように把握しているのかをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高齢者や常時治療が必要な住民の方への対応ということでございます。災害弱者と言われる方たちをですね、どうやって守っていくかということなんですが、これは台風21号、24号等で停電が長時間発生しました。これで本当に改めて停電、長らくこういう大規模な長時間

の停電がなかったんで、我々としてはその必要性を十分認識いたしたところでございます。

そういったところで、今年度予算もですね、発電機の予算等も入れさせていただきました。そういうことで特に私、要配慮者というか、支援しなきゃいけない方、もちろん一定の安全の時はその方たちも逃げないと思うんですよね。自宅におるほうがいいんで、移動もしにくい。緊急な時にどうするかということで、台風時と結局大規模の津波等とはより分けなければいけない、この行動が出てくると思うんです。

そういう中で、我々は台風を大規模災害にも置き換えてですね、そういう訓練をやらなきゃ、訓練というか対応をやらなきゃいけないなと思うところでございます。そういった意味では今徐々にではあるんですか、そういう災害時の備蓄とかですね、そういった備品を機器をですね、増やすように対応しているところでございます。

要災害時の名簿もございしますが、この名簿が全てを把握しているかということ、それはあり得ないと思います。これは手あげ方式で登録してありますんで、それと状況がですね、逐一変わります。一段と重篤化したり、お亡くなりになったりとか、そういう随時更新はしているんですが、なかなか全体を把握できない。ここで共助の部分が出てくるのではないかなと思います。

それと自助という意味で家族と置き換えればですね、家族がそういった方と一緒に暮らしてみえたら、そういった方がこういう災害の時どうするかということを、なんていうんですか、検討していただいて対応していただいて、それで我々のところにもご連絡いただければ、その時の対応についてですね、いろいろとご相談にも乗れるし、そういったどういうところにどういうものがあるとか、できるのではないかなと思います。

ただ、こちらからですね、ずっと探して行って、そういうふうに入っていくのは結構難しい問題かなと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

そうですね、把握しきれないというのは一番問題になってしまいうところでもあって、高齢者の一人暮らしであればですね、もしものことがあった時に、救急隊が駆けつけた時にキットというものが冷蔵庫の中に入れて、情報がわかるというところがあると思うんですけども、障がい者の方であったり、先ほど家族の方がと言われたところもあるんですけども、家族の方も高齢で家族の方が倒れられた、残っている方が障がいの方であったりということで、

結局その状況を伝えられなかったというような事例も耳にするところであるので、そこでもすね、情報をわたす、たぶん行政になかったのかなというふうには思うんですけども、共助という部分で、ただ共助と言いながら近所こんな町でありながら、近所のことがあまり把握できてない、そういうところも見え隠れしているところでもあると思います。

先ほどの発電機の話なんですけども、これは町のほうで予算を組んで持っているというところでもあると思うんですけども、個々の障がいを持つ方の家庭に、自分とこで発電機を持つとういうところで、補助という部分があると思うんですけども、これはどれぐらいの割合の補助というものを持っておられるのか。それと停電した時に電気がないと、まずいというような方のフォローというところで、どうしますかというようなことというのは、現在行われているのかどうかをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補助等については私ちょっと存じておりませんが、担当でわかるのであれば、はい。福祉のほうから。

東清剛議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

31年3月4日付けで三重県のほうからの通知のほうをいただいております。在宅人工呼吸器使用電源事業ということで、長期の停電時に貸し付けだされる簡易自家発電装置の購入費として、病院のほうに補助するという事業で、1台あたり21万2,000円の補助があります。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

課長言われた病院のほうに補助があるということなんですか。そのちょっとわからなかったんですけども、21万いくらという金額というのは、そしたら必要とする者に対して、何%というふうな割合があるのかないのかというところでお聞きします。

東清剛議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

これの人工呼吸器の事業の方につきましては、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者に対して、医療機関において停電時に備えて患者に貸し出される簡易自家発電装置になります。それに補助率のほうが2分の1、それで基準額のところにつきましては、1台あたり21万2,000円となっております。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

であれば非常時停電した時にですね、必要な機器があるということは呼吸器のみということですか、補助については。

東清剛議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

今の自家発電装置のみになっております。以上でございます。

東清剛議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

人工呼吸器のほうにつきましては、自家発及び内部バッテリーということで、作動します。その中で貸し付けるということで、病院が緊急時に対応するというので、その病院から貸し出される発電機のほうについての補助でございます。以上でございます。

東清剛議長

個人にない。ほかの器具はないのかということで、機種、器具というか。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

人工呼吸器のほうにつきましては、そのほかに必要なものとしましては、加湿器、それから酸素モニター、吸引機、移動用酸素ポンプなどがありますが、そちらのほうについては現在補助のほうはありません。以上でございます。

東清剛議長

もう一回説明してください。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

質問しとるのは、人工呼吸器が必要な方に対するものだけで、例えば違うものが必要な方に対しての補助がないのかという質問をしとるわけ。

東清剛議長

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

申し訳ございません。

今の人工呼吸器のみの補助になっております。以上でございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

町内でですね、どういう方が電力を失った時に生命に危険が起きるのかということ、私も理解が薄いんですけども、もっと考えていかなければならないなというふうに、自宅でもそうなんですけど、この津波災害とかになった時になったら、外になりますのでそういうことに対して、いろいろ考えていかなければならないなというふうに思うところであります。

あと障がい者に対して救急隊が行った時に、状況がわからないというところもあるんですけども、それは共助と言われるところもあるんですけども、行政のほうでもっと情報を得る方法というのがないのか、やるという体制がないのか、そこをお聞きしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ここが社協さんとかですね、そういう連携になってくるのかなと思ひまして、社協等々が連携はしております。この地域支援ネットワークというのが、結局その医療とか訪問、リハビリ、ケアマネ、保健所、いろいろなところとですね、やっているとネットワーク上にあがってくれば、それなりの対応ができるのではないかなと思ひますが、そのネットワーク上から紀北町に社協なり何か情報をいただいて、福祉のほうからそういう提供をいただく、そして初めて動けるのかなと思ひところでございます。

またですね、そういったもの勉強させていただきながら、そういった方が何を求めているのか、社協とかですね、病院のほうとも聞き取りしながらですね、そういう方たちが例えば電気だけ必要なんか、そういったものもいろいろあるかと思ひますんで、そういったもの

を少し勉強させてください。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

いろんなケースが出てくると思うんで、住民からの情報をあげてくださいというふうな形で、まずは情報収集をお願いしたいと思います。

最後の質問ですが、復興に向けての取り組みというところで、一番最初にやった部分とも関わりが出てくるんですけども、やっぱり発生した時に家の流出、倒壊、いろいろなことがあると思います。町内で何軒ぐらゐの家が全壊、あとは住めない状態になるというふうな情報をまとめているのか。あとは学校とかいろいろな施設に避難をすると思うんですけども、その後やはり仮設住宅が必要になってくると思います。

防災計画にも計画は載せられていると思うんですけども、その仮設住宅を建てていく予定地であったり、材料であったり、その建設に関わる人員、いろんなところでどういうふうに取り組んでいるかお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずですね、私のほうが県のほうに要望いたしまして、仮設住宅を建てていただくという形になろうかと思っています。人数とかそういったものは担当課長から答弁いたさせます。

東清剛議長

岩見危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

南海トラフ地震の理論上最大クラスの被害想定では、家屋の全壊、焼失数は9,000戸となっております。

あと仮設住宅のですね、候補地となっておりますのは、赤羽公園ですね、赤羽公園で2万1,900㎡、海山リサイクルセンターの隣の町有地におきましては、1万5,700㎡の今のところ2カ所がございます。

仮設住宅の候補地につきましては、先ほど言わせてもらった面積になるんですけども、そこで1haあたりですね、150軒ほど建設することができると推定しまして、約ですね、560軒ほどの仮設住宅が建てられるのではないかと想定されています。

ですので、全体の最大の被害が出た場合ですね、今のところ件数としては700軒ぐらいの不足が出るのが想定されていますので、今後もですね、その用地の確保については検討していかなければならないところではございます。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今の答弁の中で結局仮設住宅、今、計画されている中で700戸が足りないというところで、まだまだ建設予定地が必要であるというふうに聞き取れたんですけども、これからいろんな地域の中でですね、予定地に手を挙げて、ここを予定地でどうですかというような地域があれば、行政としてもそこを予定地として進めていくという考えでよろしいのか、お答えいただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々もそれ議論いたしているんですが、平常時にいいですよというのが、どこまでできるのかなと、そこがちょっと思うところなんですけど、基本的には議員がおっしゃるように、手あげ方式でもここ使ってもらっていいよと、その時になってドタバタするんじゃなしに、事前に手あげ方式でここを使ってくださいねというのをして、今お話があった720軒分がですね、不足分が建つようにしとくのが、一番いいのではないかと思いますので、これも勉強させていただきたいと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

それが民有地じゃなくてですね、県用地とかそういうところであつたら、スムーズに進むということによろしいですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公有地であれば、それはおそらくスムーズに進むだろうと思います。

東清剛議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

わかりました。いろいろ質問させていただいたんですけども、やはりこういうふうにしつかりと防災計画の中ではうたわれております。ただ本番さながらにやはり考えられる被災状況をもとに訓練をしていただきたいというふうに思います。フローをつくって各地域と連携をとるやり方等を一緒にやっていただきたいというふうに思います。

また高齢者が障がい者といった形で災害時要援護者というのも、一気に増えてくるものだと思いますので、行政と地域の的確な連携とさらなる防災施策の充実というものをやっていたくことをお願いして、平成最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

東清剛議長

これで、奥村仁君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 25分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

東清剛議長

次に、16番 中津畑正量君の発言を許します。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

それでは、議長の声がありまして、ただいま私から一般質問を行います。

題名としては、建設残土の問題についてということですが、どうしても私は事前に

一言だけは町長にも、町民の人も聞いてもらいたい。この条例そのものは、単にこれは議員必携なんですけども、この中に出されておるのは、条例は単に市町村の職員のためにあるのではなく住民のためにあるわけであるから、住民にわかりやすくかつ明確な表現のものでなくてならない。条例の意味が人それぞれに解されるような曖昧な表現や、難解な用語が多くて、規定されている事項がよく理解されないものであってはならない、そのほかもありますけども、やっぱりこれを見ると私はできるだけ解りやすい条例であるべきだという思いの中で、今度町長から出されました条例案は、私はどうしてもすっきりといかないのがありますが、今日はその話でこの質問をしようとは思いませんが、それを腹に入れて私は質問もしていきたいと思います。

1つ目には、県外からの建設残土が30数mの高さに積まれて、大雨や台風がきたら盛土が崩壊すると住民は不安になっております。大変雨の多いこの地方であります。盛土に100%の安全はないと言われているのが通例でもあります。大規模な風水害の増える中、例え建設残土の搬入が止まっても、この問題については解決しないということで、それだけにこのことについて町長の考え方を伺っておきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは中津畑議員のご質問にお答えをいたします。盛土の崩壊の危険なことをご指摘いただいたことと思っております。これにつきましてはですね、定期的な現地調査、大雨後の変状調査、こういったことを実施しているところでございます。

また、台風時、豪雨時などの異常があった場合には、搬入事業所に改善を指導しているところでございます。憂慮されている埋め立て行為、これ議員がおっしゃるように100%安全というのはですね、この土砂に限らず自然でもございますので、そういった崩壊の危惧を考えてですね、我々は監視を継続して変状に気づけるように調査をしていきたい、そのように思っているところでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

この解釈は、解釈といいますか、僕の言いたいことは、この残土条例そのものがですね、住民の人が大変不安になっているし困っている、そういうような状況にありながらですね、

やっぱりきちっとしたもんをつくって欲しかったなど、僕はそこに期待をしていたんですが、どうももう少しきちっとして欲しいな。なかなか私自身もそういう村におるんですが、そういう意味では、住民の人が地下水を飲んで生活しとる人も、名倉のほうにもおられるし、村にも少ないですけど、こうした水を飲んでいる。そういう意味でも後でちょっとまた町長の考え方を聞きますが、建設残土の条例については、私はもう少し明解にわかりやすく、誰でもわかりやすいような条例になって欲しかったと、このように思っております。

町長先ほども答弁もありましたが、そういう点ではちょっと町長の考えを聞いておきたいと思えます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例はですね、やっぱり法律等と一緒に可否とか齟齬がないようにですね、つくらなければいけないんで、それは弁護士、それから第一法規とか行政とか、そういった条例をですね、いつもつくっているところに相談をさせていただいておりますので、それぞれの今、紀北町にある条例とも整合性をとったような条文構成になっていると思えます。

それとまた、住民にわかりにくいというんですが、ほとんど規制をかける部分は事業者でございませう。住民の責務というものも書いてありますけども、あとは事業者到我々がわかりにくかったら、徹底的に説明しながらこれを守ってくださいよってやる話なんで、そのところはですね、住民の皆さんは「自然と共生の町」宣言、そして住民の責務のところを読み取っていただければ、あとは我々が事業者との対応ということになろうかと思えます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長、別にやり合いをするわけではございません。事業をする人たちをこの条例で、こちらの住民を守っておるんやというのは一定わかりませんが、実際にはですね、住民の人たちが本当に今の状態で大変やと、私ども参議院の武田さんも来ていただいて、副町長にも会っていただいたし、県へも行って是非この条例については、やっぱりちゃんとして欲しいということで、いろんな12、13人おりましたが、県の人も是非この残土条例をつくって、県のほうも是非頼みますということで、私が一言いったのは、12人ぐらいおりましたが、その人たちが本当に現場を見ていただきましたでしょうかと。

あの積み込んである盛土の高さ、そういう意味ではもう少し知事のほうもですが、知事は出席できてなかったですが、こういうものをどうしても大きな声に出していかないと、私どもできるだけ一人でも多くの人たちに、この問題を投げかけていく。特に行政の人たちには、是非声を出していこうということで、是非現場を見ておいてくださいということで、本庁のほうで話をしてきました。

しかし、これはあくまでも個人的なあれですが、実際には私ども日本共産党としてはですね、こういうのをどんどん広げていかないと、一部の人だけではなかなか解決されない、そのように思っております。そやから住民の人が普段の生活が穏やかに生活できる、そういうものをするためにこの条例そのものが、ものをいうわけですね。事業者、住民がじゃない、その周りにおる人たちも安心して生活できる、そういう感覚で私は町長の考え方を聞いておるのでございます。

そういう点では一緒だと思うんですが、どうぞよろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まったく一緒でございまして、安心して生活できるように、不安を払拭できるような条例とさせていただいております。

それと、現状のところなんですが、これはもう武田議員がおっしゃったようにですね、国の法整備ができていない。それから、建設発生土いま積み上げているものですね、これを発生者責任であるから、それを証明するのもそうだ。積み上げている角度なんかでもですね、発生者責任の中でやらなければいけないというようなことを、こちらへみえた時に新聞で見せていただいたんですけども、私は直接会ってないものですから、副町長のほうでもいわれた法整備すべきやということで、おっしゃっていただいたんで、我々の考える方向は一緒でございまして。

ですから、そういったことで今までは、その法整備がないんで、今の状態になって、例えば伐採届にしろ、林地開発にしろ、そこからの基準というのがほとんどございませぬ。そういう中で明確に基準をつくってですね、住民の皆様が安全・安心のように生活できる。それからもう1つがですね、今、議員も後ほどお話するといったですけど、調査。水の調査とかですね、土壌の調査もできるようにというのを記載したのが、この条例でございまして。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長わかりやすくと言ったこと。またそういうように広げていく、大変だと、本当に困っている、困っておる人は少ないけど、全体でやっぱり守っていく、そういうことも大変大事なことだと私は思っております。

2番目にちょっとありますが、この先ほど、先ほどというのはちょっと前ですが、TBSのテレビなんかで放映をされておりました。尾鷲のほうの問題ですが、これについては強アルカリ水と水銀のヒ素ですか、ヒ素が相当濃いやつだと、検出されたということを知りまして、私はやっぱり町も隣近所の町ですから、当然水質検査等も直ぐ走らなくてはならないんだろうと思いますが、今の体制ではやっぱり非常に難しいのか、それは難しいというよりも、もっと水の検査を、水質検査をどうしても土壌検査も含めてですね、直ぐ走るべきではないですか。

私はそういう意味でちょっとでもそういうようなものが、近くで特にありますと、都会ではようけあるんでしょうけど、こういう水質検査また土壌検査を、是非直ぐ対応できるように、人的にも。今の状態ではやっぱりやろうと思っても、課長以下職員の方は無理だと、私は思っております。そういう意味ではもっと人事も固めて、これからは守っていかなければならない。それよりも持ってこないようにきちっと止めておいて、今の残土をどうやってして盛ってある、30mからあがってるようなやつを、どうやってして今後検討していくのか。検討していくというよりも、どういうふうにして住民の人を守っていくのか、そこら辺も含めて、ご答弁を願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、昨日も述べさせていただきました。職員にとって大変負担がかかります、それは事実でございます。そういう中でも住民の皆さんの安全・安心を守らなければいけないということで、我々はやろうとしております。また、人的なことにつきましては、農林、建設、環境、3つの課が共同してやっておりますので、できます。検査等については、専門機関に出すことになろうかと思っております。

そしてまた、この条例を制定することによりまして、今までできなかった、その土地に入っただけの検査、それからそこから流れている水の水質検査、そういったものもできるように

なりますので、我々としては今までもお話してきたように、そういった検査もできて、払拭できるようにですね、やりたいというのがこの条例でございますし、武田先生もおっしゃったように、基本は事業者責任で提出させて、その状況も調べて、我々はそこに疑問を持った時には立ち入る、全てがですね、やっぱり1から行政がやるんで、本来は業者がその安全であるという証明をしなければいけないと、これは全ての事業でも一緒です。残土ばかりではなしに、そういったものをまず証明していただく。

水道水源保護の時もお話もそうでしたね、事業者が本来説明すべきではないかというようなお話もありました。そういった中でおかしいな、不安だな、住民の皆さんの声を聞きながらですね、我々は今後積極的に検査をしていくということで、当初予算にも予算化させていただいたようなところでございます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長との考えの乖離は、非常に大きいなと思うんです。なんで事業者がそうやってしてもってきているやつを、本当にあんたらちゃんとせんかというような格好で、ものは言うつもりだと思いますけれど、水銀も、ほかのいろいろな金属問題にしても、そういうやつをなんとかしても持ち込まないようには、条例をかけなければいけない。これはやっぱり住民の人やその周りの人やなくて、事業者がそうやって持ってくるんやって、それだけを許してはいけないにも関わらず、今のような答弁やったらなんのなつとという話になるんですが、町長もう一度そういうことは誤解やったら、僕はちゃんと謝りますが。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

環境基準値内の土砂ということにしておりますんで、一応持ち込めないと。昨日もお話しました再生土は産業廃棄物処理施設に関わるところに運ばれるものでございますので、我々としてはその中で第1種、第2種、第3種の建設発生土に限るとしてございますし、それも環境基準値内ということにしておりますので、これから一步でも出れば、もう罰則規定も今後入れると、私断言しておりますので、それもできるし、違法なものであれば法的措置も考えて、町は対応させていただきます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長の言葉はね、確かにスラスラと言えるんですが、実際にはたして住民が困っている人たちを本当にすくい上げることができるのか。それはもうきちっと止めるしかない、私は思っております。残土条例の中で、きちっと止めていかなければならない、このように思っております。

ただ1つ加田のほうの、課長のほうで、いろいろ加田のあれですが、かじを入れてですね、これをもってもらったんです。ただこれは近澤さんがつくってもらったんですが、要望して。こういうものをちょっと見た時に、建設課が今までずっと監視をしてきましたと、私も聞きました。

課長が悪いということではないんですよ。町としてほんまにきちっとこの仕事をしていくなら、やっぱり1人、2人、3人ではちょっと無理だろうと、他の仕事があるんやからね。そういうことの中で建設課が監視してきたと。土砂と埋立地監視記録を情報公開でしか手に入れることができなかつたものと、私は聞かされました。ほとんどが少し問題があっても、良い、不良とあるが良やったと、このように29年9月19日、29年10月24日、30年1月30日、3月5日は不良がある、良のとき、良いという意味ですが、良の時には写真等で、不良になるとなぜか小さな写真になるんだと。これを見てもみますと、やっぱりですね、遠回しの記事やないかもわかりませんが、実際にはこのこうやって普通やったらよかったら大きいんです。2つしか大きいあれが出てないんです。

これはなんか理由があるんですか、教えていただければいいんですが、こういうものやっぱきちっとしてみえるけど、はたして他のところもそうやってして、しておられるのか。他にはそんなところはなかったのか、そういうところも含めて、建設課長のほうでと言うても、非常に他の仕事もあるんですから、難しいところもあるかと思いますが、それをきちっとできるような予算ももちろん人的にも、職員も大きくしてかないと、大きくといたらおかしいですが、そういうものをきちっと処理できるように、これは考えなくては、これからのいくら口では言うても、きちっときれいな住民に対して説明はできないと思います。

行って見てきましたということで、僕らも見ただけで、それで勾配やったら30度、それぐらいもつときついよというような話も、僕らも聞くけどもね、そやけどそこら辺は私ども素人ですから、そやけど見た目で見ただけで林道から下ろしてですね、それを大きな重機でぱっぱと押さえてある。今はきれいですが、これが落ちてきたら大変なことだなぁと、崩落が起こっ

たら大変だなと、これは全国でもいろいろ言われております。しかも条例そのものがきちつとして、参考にされたと思うんですがね、町のほうも。そういう点でもう一度その間隔を、この作り方はいろいろ検査した、検察庁とか警察とかいろんな弁護士やらそんな人にも聞いた上での条例ですから、そこら辺でね、もう少し丁寧にきちつと手をつけて見てあげる。

それはやっぱり必要ではないか。実際にこれに変なものが入り込んだ時には、時にはですが、川や海がどんどん汚れてしまうんですね。そのこと含めて漁業組合も随分心配しておるところでもございます。

町長そこら辺で、やっぱり体制的にはどういうふうを考えておられるのか、もう一度よろしくお願ひいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今も申し上げたように、それぞれの役割で担当課が行っております。大雨の時は建設課が行き、定点定時の監視についてはですね、環境課が行き、農林の林地開発とか伐採届等についてはですね、農林が県と交渉したり、そういった役割分担もしながらやっておりますので、もちろん我々はこれで職員の皆さんに負担が過度にかかるようであれば、精神的な負担ももちろんかかるんですけど、あればその職員に対しても十分考えていかなければならないですが、今この条例をつくることによって、今、中津畑議員がですね、お話していた斜度の問題、そういったものとか表流水ね、そこは水路をつくりなさいとか、いろいろな負担、業者の方にとって無秩序であれば負担のかかるような条例になっております。

だから、今、危惧されたことは全て条例で監視できるという形になっておりますので、我々としてはこの条例ができたなら、十分ですね、運営をしながら、そういったものを指導していきたい。これは本当に負担になります。時間的な負担より精神の負担のほうが随分と大きいと思います。

でもそれは住民のために、職員が必死になってやっていることでございますので、先ほどの写真の話なんですが、職員があえて異常のあったとこを小さくするとか、写真とかですね、そういったことは一切ございません。それだけははっきり言わせてください。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

何回も繰り返すことやないんですが、実際に委員会の時にも、この県外からの残土搬入を禁止しなくても、この条例できちっといけますという話でした。それは防止できるという話は、それでもう一度確認しておきますが、大丈夫、ただ町長の言葉の中にもですね、実際には崩落してくる可能性やっただってある。そんなところは調べるだけではなくて、実際に崩落してくる、そういうところも全国にも例としてありますんや。

そやけどあんだけ入れて実際に見た時にはなんだと。三浦やったら三浦の温泉のどこから上みたら、今までと全然違うやんかという話、それで名倉もそうです、田山もそうです、そういう意味でね、これらをどうやって指示していくか。実際には町がするんか、いや事業者にせえといっても、事業者が持ち主が変わってしまう場合も多いようです。そういうところから考えると、これは今のうちにやっぱりきちっとものを言うてかなんだら、駄目だと私は思います、町長そのことを1つこの条例のことで大丈夫だと、1つ話していただいて、その残土のやった状態は、本当にきれいみたいに見えるけど、大変な状態に、住んでおる人たちはずっと亡くなるまで、あっこで住むんですね。それを考えるとやっぱりこれからどんな事件が起こってしまうんかと私は危惧するわけです。町長よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは議員ともね、何度もお話をしています。他の議員とも方向はまったく一緒でございますので、我々としては事業者責任の中で、どうするのかということ、この条例でかけてくわけです。それで、国会議員のお話ばかりしてあれですけど、国会議員の方も結局今の法律の状態ではこうなんで、今のはどうしようもない部分があるんやよ、それを説明するのは事業者責任ですよというお話して帰られましたね。

しかし、それは我々としては駄目だということで、20条と附則のところ、こういうことはできますよということ、今までのものに対してもできるようにしております。それで、ある先生ね、この間も来ていただいた先生もお話していただきました。だんだん条例が土砂のことばかりで狭くなってきているんですけど、基本的にその時に地元新聞に載っていたことはね、採算性の問題をお話していましたね、その先生も。まず千葉、茨城、そういったところからこの土砂問題が発生したというのは、東京都心であった再開発等について、近いところへ経費的に楽なところから埋めてきました。

そして、ここから先は私の推測なんでごめんなさい。埋められなくなってきて、船ではる

ばる紀伊半島の先まで来てます、経費かかっています。ある意味、事業者、例えば1 tいくらでしていたものが、1 t例えば1万円ですしていたものが、5,000円しか払えないと、その地元事業者にですよ、なれば5,000円の中で無秩序な、いうたら捨て場、放置というような形でやらなきゃいけない経費しか出ない。

それをですね、我々としては崩落防止、近隣への説明、町への説明、それから表土水の排出、角度、そういったものをしています。これは民間事業である限り、採算性のないものは民間はやりません。そういうことからすると、私この条例は大変な無秩序という意味のそういう事業をしている方が、もしいらっしゃるなら、やはりそれは採算性の面から今の規制をかけた条例の観点からすれば、私は採算性について事業者としては合わないのではないかと思います。

そういったことは考えておりますので、私どもはこの条例でそういった事業というのは、適正な事業となる、もしくは適正な事業をするには採算性が合わないので止めるのではないかと、そのように考えております。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

町長とは随分離れてきたなと思います。何故ならやっぱり1970年、これは公害対策の基本法なんです。そやからこことはまた違うと思います。私もわかります。しかし、経済より環境を優先するというので、この法律はね、やっぱり公害で仮にもし間違っと思ったら、とんでもない話やないかな、法律の範囲になるんやから。そういう点ではね、こういう法律が経済より環境を優先していく、優先するんだということで、明解にきちっと書かれておりますので、そういうところも含めて、町長は考えていかないと、本当にこれからは、こういうものを持ってきた時には、あかんやんか、あかんやんかというような押し合いでは駄目なんです。

それで止めるだけしかないと、それが一番の住民を守る手立てだと、私は思っております。いろんな問題は、やらかなくなってしまったかもわかりませんが、私はこういうものも利用しながらですね、やっぱりきちっとしていく、その姿勢がやっぱり今、必要だと。そやから他のところでも随分、特に千葉なんかはいろんな市町がきついあれで、許可制にしたりね、そういうところでやっておりますが、そういう感覚でやっぱりこの問題をいかないと、本当に私は実際に条例が発行した7月1日から発行した、その後でも下手に持ってきたら、本当に大変なことになると、住民を裏切ったような格好になる。これはもしもの話ですもんで、そ

れはあんまり大きくは言いたくはないですけど、やっぱりきちっとそうやってして、いいところはそうやってして、許可制だということで、もうぴしっと止めとるんやでね。そういうところ辺では町長、きちっと考えていただきたい。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

千葉などのお話ありがとうございました。これは昨日も少しお話したと思うんですが、千葉県とかその周りは県で条例をしています。これは入れないという条例ではございませんね。そういう中で千葉やその辺が、それでも入ってきて、それでもなおですね、そうした時に市町は法律等の整合性もあるんですが、そこで法律上我々が弁護士に聞くと、それは危ない条例だという話も聞いているんですが、それでもやむを得ないというお話でつくられたもの。

ある新聞でも書いてありました。それぞれの町が条例をつくって、それぞれの状況に合わせて、改善してきながら最終論で入れないことになってきました。我々もこういったことで、この条例について改正しないとも言っていないですし、例えば規則ですね、構造基準というのがございます。埋め立て完了後の地盤の緩み、沈下また崩落が生じないように締め固めその他の措置を講じること。地下水及び雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう排水施設を設置すること。こういったことというのは、もう本当に今の状態では採算が私は合わないと思います、基本的に。こういうことをやれば。

それとあと条例の話なんですが、例えば三重県がですね、条例をどのような条例になるかわかりませんが、それでもなお三重県に入るようであれば、紀北町の条例も抜き出し条例を残土条例等も考えることもやぶさかではないということ、昨日もお話させていただきました。そして、そういう中で29市町の中で伊賀と、これがもし可決していただきたいんですが、可決されれば1市1町です。29市町のうちの2つです。あえてそういう条例のあるところへ業者が運ぶのか、地元住民にも近隣にも町にも説明して、こういう規制のあるところを持ってくるのか、そういうことも全体的な観点でも見れば、私は業者として紀北町へ持つてくるうまみはないのではないかと思います。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

私はこの残土の件については、5回ではきかないと思いますが、町長この高いというのは、

僕の住む三浦におった時に、町の人はこちら言うんです。この土をこんだけ持ってきて、どこから海上入れて、見せたら実際には東京の大手門の残土でございました。その時にあんなところから持ってきてなんで利益があるんやろと。変なもんやなかったら、そんな利益はないんと違う。うがったあれなんですけど、まったくそれはどこまでええか悪いかって、そんなこととは言うべきではないんでしょうけれど、実際にそうやってして勘繰っておられます。

本当に私もうなるほどな、東京のど真ん中の大手門の20数階下の残渣をですね、持ってきて、あんな人ここまで船で運んで、ダンプで運んでなんでそんだけ利益あるんやろかという思いで、クエッションで、本当にもやもやとした住民の人がいるんです。

それと29市町ある、知事がですね、実際に僕は本当に、90度、180度、変わったんです。今度条例をつくりたいということで、それで29市町をみんなで相談するんでしょうけど、実際にこの残土が、みんなもっているかというたら、そうではないんですね。こちら辺では尾鷲とここね、それで他は2件か1件あるんですけど、そういうことでいくら知事さんが、聞いてもらうやろはいいんですけど、はたして他の市町も、そうやってしてくれたらええな、知事がしてくれたらええなというぐらいの感覚だろうと思います。今、全然入ってないところはね。

それだけに、私はちょっと前に一般質問やった時に、千葉の市町が、市の人が、こう言われました。県がこの条例をもってくれとるけど、それには世話かかりませんと、うちにちゃんとかうやってして持っているもんでという話もありました。そのこともこの壇上で話をしましたけれど、是非この他のところも参考にしながら、やっぱりきちっとしたものを、今出さないと、もともと今ずっと前から、ずっと前からというんか、2年、3年前からもってきとるんですから、今から2年後にだします、1年ぐらいからこれからもってくるんやろということで作ると、全然違いますね。

準備はするのはいいんですけど、県なんかもそうやってしてするんでしょうけれど、市町もそうやってしてするべきものはするべきやと、そういうことでどんどん、どんどんいろんな問題が出ている。崩落も起こったら大変やというようなこともあります。そういう点です、町長もこれから知事もやっくらさ、一対一でもやった時には、なんかやっぱり良い方向で、向いたんですけどね、なんとか検討したいということでね、今回もう1つ一歩進んだような格好になるんですが、私どもはこの住民の本当に、町民の人の命や財産を全然放ったらかしているわけじゃないんで、みんながそれなりにやりながらやるんですが、今の時点ではやっぱりきちっとするべきやと私は思っております。

その一言だけちょっと町長にお伺いをいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど29市町のことをいったんで、他の町の人に誤解を与えると悪いんで、ちょっと答弁させていたきたいんですが、我々は県に要望してきたのは、我々の町だけのことを要望してきたわけではございません。県全体でこういった残土が入らないようにと捉えてくださいということです。

そして、我々の町は顕在化しております。だから、先につくりますというお話なんで、ただその一例が例えば今、尾鷲市も言われているのも、県の条例ができれば一定のものですね、制限なり規制なりかけられて、安全なという形でおそらくとられるのではないかと思います。

だから、この問題が全市町、三重県の市町に広がらないように、我々としては県に条例制定も求めてきたわけです。自分たちの町だけのことを言っているわけではございません。自分たちの町のことは自分たちでという今のことで、守るための条例を今回提案させていただいたんで、私はそれはいろいろな方がおっしゃるように、ぬるいとか、いろいろ欠如しているところもあろうかと思いますが、この条例がなかったらまた白紙に戻ります。どなたが埋めても、例えば特定の名前ばかり出して悪いんですけど、汚染土壌施設のように来たやも知らない、認可のところへだけ書類だして、住民や町が置き去りにされます。そういったものを守りたい、住民のことを守りたいということでね、今回、条例をさせていただきます。

だから、今のほぼ白紙の状態から、大きなハードルというか、そういったものができるのが、この条例でございますので、皆様方には是非とも賛成していただきたいなと思います。あと何か言われたかな。よろしいですか。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

この建設残土の問題は、やっぱり私は今の時点でやらないと、やらないとというのは、きちっと止められるような、いろいろあるんです、たくさんあるんです、そういうところも。そやけどいろんなところはあると思います。それがやっぱり住民を守るのであれば、そういうようなものをつくっていくべきだと、私は思います。時間的にあと5分ですので、これだ

け申し上げておきます。

公共交通施策について、これについて、ちょっと町長のあれを聞きたいと思います。1つにはいこかバスの利用状況の分析と乗客の感想と、また2つ目にはいこかバスの試験運行や無料キャンペーン、3の相乗り運送実証事業の検証結果、4つには高校生のバス通学定期補助制度の利用状況、以上の結果をお伺いしますが、昨日もまったく海山のお二人と話したんですけども、まったく一緒のあれになったなということで、話もしたんですが、その重なるやつは結構です。この中でやっぱり僕の聞きたいことは、あんまり話し合いは、話し合いとかやり取りは少ない時間になりましたんで、そのことのこの状態を是非今の時点で、教えていただきたい。このように思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のほうからあえて数字的なものは要らないようなお話をいただいたんで、総括というような形でお話をさせていただきたいと思います。

まずいこかバスですね、試験運行でございますが、思った以上の乗降客がいなかったというのが現状でございます。

それから、相乗り運送につきましてはですね、基本的にこういった運行していただけるような交通網があればいいなというようなお話もお聞きいたしました。

それから、何やったかな、あとですね、聞き取りの中ではですね、課題等もたくさんございましたんで、我々といたしましては、これらの課題を解消しながらですね、相乗り運送の方向で31年度は検討に向かっていきたいなと思いますが、なかなか公共交通の問題、それから福祉タクシーの問題、それからいろいろな問題もありますし、公共交通会議でお認めいただかないところに、事業が進められないということもございますので、当初予算には予算化させていただかなかったわけなんですけど、何らかの新たな運送方法を考えた場合、また予算化をお願いしなければいけないと思いますので、ご協力お願い申し上げます。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

2点ほどちょっとお伺いします。

相乗り運送の実証事業というのは、国からの予算がきましたね。今後これは良いなという

ことで続けることが可能なかどうか。それはいこかバスなんかとの関係も出てくるんだろうかと思いますが、そこら辺の考え方を1つ教えていただきたい。

またその相乗りの運転手さん、この人たちは本当にボランティアの中で、一番飛び出したサービスやってくれとるなど。例えば自分の車を使って、事故を起こしたら自分の保険を使って、その補償はあるやろうけれど、そういうふうにして明日何時に行くよという時には、そうやってして待っておって乗せてきたと、そういうことも含めると、相当大きな仕事になる、仕事いうのはお金じゃなくてですね、自分がやっぱりそれに縛られる。それだけに予算的にもやっぱりちょっと上乗せをどんどんして、やるのであればね、それをせなんだら、やっぱり誰もが疲弊してしまうんじゃないかと。やる時にはですよ。そこら辺の考え方をちょっと町長にお聞きしておきます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々の基本的な考え方はですね、今ある公共交通も利用しつつ、いこかバスも含めてでございます。移動を困難な方々が移動できるような方法論を探す、つまり全町においてですね、何らかの手段で移動ができるようにしていきたいというのが、基本的な考え方でございます。

それから、今おっしゃったように、今回の実証実験でなかなか難しいという問題が、課題が出てきました。その中の1つがやはり運転手さんへの報酬そういったもの、あと縛られるというんですか、時間的制限があると、そういったものは運転手さんのほうからもお聞きいたしております。

ですから、これらの課題を解決しつつ、公共交通会議の了承を得なければいけません。それには陸運局の問題、警察の問題、いろいろな問題もございますし、既存の福祉タクシーの皆さんのことも考えなければいけない。こういったことをですね、31年度しっかりと検証しながらどういう交通手段が紀北町にとって、それぞれの地域の人たちにとって利便があるのかということを検証していきたいと、そのように思います。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

最後に1点だけ申し上げておきます。いこかバスも今、海野線なんかでもね、300円。往復で600円、実際にはどんどん高齢者の人も少なくなってきましたけれども、実際にこ

の負担というのは非常に大きいもので、そういう意味ではこれからこの相乗りなんかも、もちろんお金がいこかバスよりも高くなる。そういうことになると、やっぱりいろいろな問題が出てくると思うんです。そういう点では是非このいこかバス、相乗りもいうたら、これから走らすんであればですね、やっぱりそういうような軽く皆さんが気持ちよく乗れるような、しかも車のない人、自転車にも乗れない人、そういう人たちが乗るんですから、そういう点では随分これをきっていきべき、料金や運賃は切っていくべきだと私も思いますが、町長そこら辺の考え方は良いんか悪いんか、良いか悪いかいうよりも、こうやってして安くしてしまう、そんな人はカードを持ってね、やっぱりその人らは乗せる。障がい者のあれみたいなね、3、5割軽減ですか、そういうものもありますが、そういうことで是非町長のほうで考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いこかバスの時に議論させていただきました。適正な他のもので、公共交通との適正な金額ということになりますので、今回そういった検討をさせていただく中でも、他の業種とのこともございますので、そういった中での適正な金額を設定していきたいと、そのように思っております。

16番 中津畑正量議員

それでは、ありがとうございました。今日の一般質問、私のほう終わらせていただきます。ありがとうございます。

東清剛議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

東清剛議長

暫時休憩いたします。40分まで休憩いたします。

(午前 11時 29分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

東清剛議長

次に、12番 入江康仁君の発言を許します。

12番 入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可をいただきましたので、昨年11月の町議会選挙後、はじめの町議会においての私の一般質問を行わせていただきます。

本来は昨年の12月議会において、しなければならない質問でありましたが、体調不良で質問ができなかったことを、議長また町長はじめ執行部の皆さん、また紀北町民の皆様にご迷惑をかけたことに、まずもってお詫びをいたしたいと思います。本当にすいませんでした。

それでは、平成31年3月議会における一般質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、昨年の町議会選挙における街頭演説において訴えた、私の2つの公約であります。まず地場産業であります漁業の振興に対してであります。そして、赤羽老人ホームの改修についての2問の質問であります。

まず1つ目の質問であります。地場産業であります漁業振興についてであります。町長は今回、平成31年度の施政方針の中で、安倍晋三内閣総理大臣が国会の施政方針演説を引用して、農林水産新時代として、また若者が自らの未来を託すことができる農林水産新時代をともに築いていくということを言っていますが、この農林水産新時代というのは、どのような形態をいっているのか、町長の見解をお聞かせいただきたい。

また、若者が自らの未来を託すことのできる農林水産新時代をともに築いていくということの見解も合わせて聞かせていただきたいと思います。よろしく。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員のご質問にお答えさせていただきます。

政府がおっしゃっているのはですね、今、農林水産が大変低迷している中ですね、新たな再生を求めていますね、こういった特に地方は農林水産業で基幹産業としておりますので、

その再生を特におっしゃったものだと考えております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

国のですね、施策に基づいてまたこの地域にですね、その施策が合うようなところがあると思いますか、そのところちょっとお聞かせください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

農業なんかではですね、就農者支援制度もございますし、それぞれの制度の中でやっていただいております。水面多面的機能発揮事業なんかですと、国が70%だったですかね、そういったものをしていただいております。漁港の整備でいえばですね、国のNN交付金と言われる農林水産業のですね、交付金もございます。そういったものもございますし、それぞれの農林水産業の中で施策を行っておりますし、特に大きなものでは森林環境譲与税のお話ではないかと思っております。あれは新たな税制度をつくってですね、森林再生に力を入れていこうという制度でございますので、そういった意味ではいろいろな個別には、私ちょっと一つひとつこの場であげるような資料を持っておりませんが、それぞれが防災・減災、国土強靱化とともにですね、こういった第1次産業に対する予算化の強化をしているものと考えております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、今農林、林業等のところで答弁していただいておりますけど、水産に関してのところはないのでしょうか。多面的はどういうような、地域になっていきますかということ。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

築いそ等を守るですね、ガンガゼ駆除等をやっているのが、水面多面的機能発揮対策事業なんです。それで、その70%が国が出していただいて、トータルで100%がこういう地方自治体が出すというお話になっております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは町長、紀北町第2次総合計画の前期基本計画の取り組みのところですね、ちょっとこれその中ですね、紀北町第2次総合計画前期基本計画の取り組み中で、水産業については漁業協同組合が中心となって作成された漁業者の所得向上のための浜の活力再生プランに基づき、イセエビ増殖場の設置やふるさと納税を財源に沿岸の藻場の再生など、漁業者の出漁意欲向上に資する沿岸漁場の整備に努めるほかとっておりますが、この浜の活力再生プランというのは、どのようなところですか。11ページです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

議員のご質問にお答えいたします。

浜の活力再生プランでございますが、現在、水産業はですね、燃油や資材の高騰、漁獲量の減少、漁業者の減少など、長年の厳しい状況が続いているということを踏まえ、水産庁のほうではですね、それらについてどう対応していくかというその課題に向き合った時にですね、浜の活力をあげるということで、漁家の所得を向上させるというその取り組みをですね、行うために浜の活力再生プランというものを、個々の地域の現状に合わせて、将来自分たちのあるべき姿、取り組むべき課題を地域の皆さん自身で考えていただくということですね、これをとりまとめそれを浜の再生プランということで作成したものでございます。

具体的には、地域の漁業所得が5年間で1割以上アップすることを目標といたしまして、それを実現するための収入向上の取り組みやコスト削減の取り組みなど、地域のこの紀北町内の漁家の皆さんで整理しプランとしてまとめたもので、漁協組合を中心になってですね、当地域では3つのプランを作成していただいております。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

まさしくこの漁業者の所得向上、私は以前からこの漁業に関してはですね、漁師の所得向上が第一だということの中で、質問をいたしておりましたが、今の中でですね、このプランはいつからやっています、これ。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

プランは5年間の計画ということでございまして、平成29年度からスタートいたしまして、平成33年までの計画でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは今回で3年目になるわけですね。その中である程度の成果と結果が出ておると思うんですけども、そのようなところはわかりますか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

この浜の活力再生プランを活用しまして、平成30年度におきましてはですね、平成29年度からですね、築磯等の整備に着手いたしまして、この浜の再生活力プランを受けますと、国の国庫補助事業を優先して受けれるというような項目もございまして、平成31年度にはですね、これを活用してですね、築磯のほうをですね、水産業強化支援事業ということで、補助事業を受けて事業をやる予定になっております。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

あのね、課長。私が言っておるのは今からやる事業じゃなくて、これ29年度からやっている中で、この3年間やってきた中でですね、29年度からいろいろな事業もやっていると思うんですけど、それに対する成果、結果が出ていますかということ、築磯に対してもそうなんですけどもね、そこのところ答弁お願いします。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず浜の再生プランではですね、漁業収入向上のための取り組みといたしまして、先ほどから出ている漁礁、イセエビの関係のですね、漁場造成、それからカサゴやヒラメなどの種苗放流、それから藻場の再生を図るためにですね、アオリイカの産卵礁を設置する、この辺が漁協のほうで実施していただいております。

それから、あと担い手対策といたしまして、地元の小中学生を対象とした漁業のですね、内容をですね、知っていただくための体験的なものを取り組み、それからあとですね、紀北もんとかの、そういうふうなブランド的なものへの対応とかですね、この浜の再生活力プランの中ではですね、総合的な対策をいろいろととっております、平成29年度におきましてはですね、先ほどお話をさせていただいたものについての取り組み等を進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

種苗放流とか漁業整備についての水産資源の増殖を図るところのまだ結果としてはですね、築磯の整備とかもやっていると思うんですけど、そのところの結果はまだわからないんですか、途中のわけですか。また、イセエビの増殖を目的とした効果的な漁場整備を進めるため水産業強化支援事業で、国の支援を受け築磯の設置を推進してまいりますとあるが、この水産業強化支援事業とはどのような制度の中なのか、ちょっと答弁いただきたいと思えます。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず成果としましてですね、イセエビの漁獲等につきましては、平成29年度の数字としましては、前年より少し数字としては下がっております、この事業を行ったとしてですね、ただちに成果が出ているというものではございません。

あと各種種苗放流等につきまして、実施したものについてはですね、平成29年度の水揚げの数字といたしましてはですね、漁獲量は把握はしておりますけども、これが前年とのちょっと比較した数字が現在用意しておりませんので、数字だけをあげさせていただくと、ヒラ

メで約3 t、クロダイで1 t、トラフグで1 t、マダイが23 t、カサゴが7 t、アワビが6 t、ナマコが3 tというような水揚げの実績は把握はしております。

それから、水産業支援強化事業でございますが、こちらにつきましては水産庁のですね、取り組む事業でございますね、浜の再生活力プランの中でですね、ソフト面、ハード面の支援ということでございますね、国のほうが補助メニューを用意いたしまして、その中でですね、この水産業強化支援事業というのを、浜の再生プランの取り組みを行っているところをですね、優先して事業配分をするような形でございますね、国のほうでございますね、築磯等の漁場整備とか、そういう生産性向上資源の増大を図るものとか、あるいは漁業関係のですね、施設の関係のハード的な整備への支援とか、そういうふうな支援的なもの。

それから、先ほど申し上げたソフト的な支援などについても、この事業の中で用意されているというところでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今のちょっと答弁の中で、その水産業強化支援事業の中のハード面、ソフト面というのは、どのような事業かちょっとはつきりちょっとわからなかったんですけど、それが漁師の方々の所得向上に今つながっているかと。それで、先ほどイセエビの平成29年の漁獲、イセエビに対しては減少しているということですけど、今年もですね、去年のエビ網の解禁からやっぱり減少しとると。その中でイセエビの増殖、これはその前からやっているいろんな漁礁についてでもですね、やはり稚魚も放流している中で、本当に成果があがっておるのかなと。やっているわりには所得の向上につながってない、また漁師の方々がとっているイセエビ漁に対しては減少しているというところは現状だと思うんですね。

そのところはどうか考えておりますか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

水産業強化支援事業につきましては、ハードの事業といたしましてですね、漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備、それから種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備、漁港・漁場の機能高度化、漁業地域の防災・減災等に必要な施設の整備に対する支援、それから生産コスト削減や作業の軽労働化などに必要な施設、機

械の整備を支援する。これらがハード的な整備でございます。

それから、ソフト事業としましては、漁場の利用調整、密猟防止対策、警戒水域における操業の管理徹底等を支援する。あるいは内水面の調査、指導、生産履歴の記録など、ソフト的なものに対する支援が用意されております。

それから、イセエビにつきましては、漁協のほうでの聞き取りではですね、今年水揚げは増えていると。ただ価格のほうはですね、低迷しており漁家、所得のほうの結びつきがちょっと今のところ難しいというか、その辺については低迷しているということで、漁協のほうからは聞き取りをしております。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長、イセエビのあれは、今年は増えておるといふことの答弁でしたけど、私、漁師の方々と話をして聞いたところによると減っていると、魚価も当然正月前は少しあがったけど、あとは下がりっぱなしだといふことを聞いているんですけど、その魚価に関しての増えておるといふことは、どういう統計の中、統計でわかりますか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

申し訳ございません。数的に把握したものではなくてですね、漁協組合のほうでですね、比較的ほかの地域に比べるとですね、とれているというふうなお話を伺っております。ただですね、価格については低迷しているということでございます。以上です。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長、他の地域といふのはどの地域を示すのかわからんけど、私は紀北町のやはり紀北町のいうたら紀伊長島漁業組合を中心した、いろいろなやはり紀北管内でのあれを聞いているんでね、そのところはどうか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

すいません。外湾漁協としての取り組みの中でのお話でしたので、他地域との比較でお聞きはしたんですが、紀北町内としましてはですね、数字的なものはまだとりまとめされておられませんので、前年等の比較を出しておりませんので、そこは把握はしておりません。以上です。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それではですね、いろいろイセエビ、また築磯についてですね、アワビ、サザエ、その磯焼け対策について質問をいたします。磯焼けは何が原因で磯焼けになるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

磯焼けにつきましてはですね、大きな原因としましては、ガンガゼによるですね、食害が大きなものであるというふうに伺っております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

まったくそのとおりですよ。だから、ガンガゼの駆除をですね、徹底的にしなければ、いくら藻場の再生を図ってもできないと私は思うんですよ。そのためには磯焼け対策として、ふるさと納税を財源とした藻場再生事業を引き続き実施し、とあります。やはりその徹底した私はガンガゼの駆除にね、確実なものを持ってやらなければ、いくら藻場再生に税金また補助金を出してもですね、再生することはないと考えておりますが、そのところはどうか。このガンガゼに対する駆除は、どれぐらいの予算をもってやっているのか。また漁業組合とのタイアップはどのような形でやっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まずガンガゼ駆除にあたりまして、先ほどお話のありましたふるさと納税を活用した事業

につきましては、平成30年度からスタートをさせていただいた事業でございます。約200万円ちょっとの費用ですね、これは島勝の区域のほうで処理を行っております。

それから、あとそれ以外の三野瀬、それから白浦、それと長島という、この3つの区域ではですね、水産多面的機能発揮事業を活用しまして、駆除のほうを行っております。予算的なものでございますが、こちらのほうはですね、町のほうの負担が15%ということで、予算的にはですね、15%の予算を計上させていただいておりますが、国が70%、県が15%、町が15%ということでございます。

予算額、事業費といたしましては、三野瀬の31年度予算計上で要求をしている数字で報告させていただきます。三野瀬地区につきましては、528万円を予定しております。それから長島地区が320万円、白浦地区で170万円、合わせて1,018万円の要望をあげているところでございます。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だいたい1,000万円強ですね、これは三浦はなぜちょっと多いのか、それで長島はそれに比べて320万円、白浦170万円、島勝はないんですか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

この水産多面的につきましてはですね、藻場の保全と、あるいはそれ以外的是ですね、調査事業等あるいはその原因の追求等のモニタリング等の調査もございまして、三野瀬地区につきましては、その活動を少し広げたものを行っていただいているということでございます。

あと島勝地区につきましてはですね、先ほどのお話にありました、ふるさと納税を活用した事業を展開しておりまして、この3年間行ったあとですね、次の水産多面的の次期計画にはですね、この島勝のほうも入れ込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

まだ途中でしょう。

12番 入江康仁議員

いやまだまだあるけど、いいの時間はええの。

東清剛議長

あなた次第ですよ、もし止めるんがいいんでしたら。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長、そのガンガゼの駆除にですね、ちょっと答弁を聞いていると、これだけの1,000万円からの予算を費やせばですね、確実な駆除はできると思うんですけど、ガンガゼの駆除にはどれぐらい使って、どのような方法でガンガゼの駆除を行っているのか、ちょっと具体的にちょっと教えていただけますか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず漁業者の水産多面的事業のほうにつきましてはですね、漁業者の方に取り組みをしていただいているということで、三野瀬地区ではですね、ガンガゼの駆除が相当数の駆除が行われております。一応30年度の実績としましてはですね、長島活動組織におきましては、1万8,000個の駆除、それから三野瀬につきましてはですね、ちょっと専門家の方に対処していただいたということで、40数万個の処理がされているということでございます。

それから、白浦につきましては、駆除につきましては、3万5,000個以上を行っております。

それとあと島勝につきましてはですね、今年の事業としましては、三重大との調査事業も含めて依頼をしております、駆除としましては3万を超える駆除が行われているというふうに聞いております。以上でございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

課長そのガンガゼの駆除ですね、駆除が今の40数万個といったのは、これはどの地域でしたか。

東清剛議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

そちらにつきましては、三野瀬地区でございます。こちらのほうはですね、海女さんに駆除をしていただいているという面もございまして、数が多いというふうに伺っております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

私は何故これにこだわるかということは、やはり磯焼けに対する根本的な解決をしようとすると、やはりガンガゼの駆除は第一であります。その次にその駆除が確実に終わればですね、次はアワビ、サザエ等の藻場の再生ですね、やはりアワビ、サザエはヒロメとかアラメとかいろいろなものの海藻類を餌としますんで、それによって磯焼けが解決していくというふうに私は考えております。

その中で、やはりガンガゼの駆除は一番の根本的な解決方法なので、これを駆除を確実なものにしなければ、いくら予算をどんどん注ぎ込んでもできないよと、磯焼けが解決しないというのが私の考えであります。

そして、一応藻場の再生が今度はなったらですね、やはりアワビ、サザエ等の貝類の対策にしても、やはり2、3年の期間はとる期間をあけてですね、解禁をする時は大きさの基準を定めて制限するなりことを漁業組合と決めてしていかなければ、私は磯焼けの解決にはつながらないと思うんですが、しいてはこれは最後には漁師の方々のためになると思いますが、そこはどうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるようにね、こういった稚魚放流をしております。そういったものが育ちやすい環境をつくるというのが、我々の助けられる部分かなというところがございます。何分にもやっぱり漁業は漁業協同組合、漁業者の皆さんの考え方で動いておりますので、我々としても議員からもそういうご指摘があったことも伝えながら、どうすればいいかと、漁業者の皆さん、漁協の皆さんとお話し合いをしていきたい、そのように思います。

東清剛議長

ガンガゼ続けるんやったら続けてくださいよ。

12番 入江康仁議員

ガンガゼの次にまた違うのやるから。

東清剛議長

暫時休憩いたします。1時10分まで休憩いたします。

(午後 0時 11分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 10分)

東清剛議長

次に、12番 入江康仁君の発言を許します。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、引き続き質問させていただきます。

先ほど課長からですね、いろいろ通告外のことも丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。また、磯焼けのことはね、先ほど言ったように組合との、町長も言ったように組合との話し合いをしながらですね、やはりアワビ、サザエ等の対策に関しては、2、3年のとる期間をあけるとか、また藻場の再生事業にはしっかりとそれが成育するまで、何かの対策をしながらやっていくというように努力して行って欲しいと思います。

それでは、今までのが前座というたらおかしいけど、本題に入らせていただきます。

漁業の振興施策での漁業者の所得向上に対する施策といたしまして、私は海洋牧場と言っていますが、俗にいう浮き漁礁のことと理解していただきたいと思います。現在、浮き漁礁の施策は、高知県、宮崎県、鹿児島県等において実施されております。

この浮き漁礁は外洋に設置されており、費用は1億また2億円に近い予算の中で実施されております。私はこのような大きな浮き漁礁を考えてはいません。この紀北町の沿岸漁業で小型漁船で営われている俗に1ワット船と言われている漁師の方々が、所得向上につながる施策として、1ワットの船の方々が漁をしやすい沿岸に沿った小さな浮き漁礁の設置を考え

ているものでございます。

町長はこの浮き漁礁に対しては、どのようなお考えを持っておりましょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

浮き漁礁の設置というお話をいただきました。現在ですね、議員がおっしゃられているのはパヤオといわれているようなものも含めてだと思います。紀北町内の漁業者が利用している漁礁といたしましては、県が熊野灘沖に設置した浮き漁礁2基のほか、外湾漁協が設置し長島地区の漁業者が利用しているパヤオと呼ばれる小規模な浮き漁礁がございます。パヤオにつきましては、竹などを利用した手作りで、毎年新たに作り直しをしております、主にシイラなどを水揚げし、平成29年度は2基、平成30年度は1基設置し、町も製作費の一部を支援しております。

漁礁設置による周辺の定置網などへの影響なども考える必要があるとお聞きしておりますので、今後、県、漁協、漁業関係者などの意見もお聞きしながら、検討してまいりたいとこのように思います。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長が言われておる県のやっている、下にやっている浮き漁礁はですね、私どもがいうた外洋に適用するものだと思う。私はもっとですね、沿岸に近いところで、その1ワットの方々がですね、漁というのは本当に大変な労力と能力を使います。

また、後継者をですね、育成するにもですね、町長、やっぱり目に見えない海の底のもののいろんな漁礁、また、地形をですね、頭に入れながらやはりこの地域の、海の下の地形を頭に想像しながら漁をするわけですね。

だから、漁師の私は1ワットの後継者育成というのは、本当に大変なものだと思います。やはりこれは個人の差も大きく出るものだと思います。そういう中でやはり漁をしない船もあれば、また、地形に沿ったいろいろな努力、また能力を持った漁をする船もあると思いますが、私は想像しているのは、小さなやはり風船状の小さな今、外洋でやっている小さな風船状の上に、網なんかを巻いてですね、海面から5mないし10mぐらいのところへ沈めて浮いているような浮き漁礁ですね、これは今、町長が言われた県がやっている、毎年やってい

るような漁礁の作り方ではなくて、今は竹でやっている、町長言われましたが、竹だとやっぱり1年ないし2年はもたないで沈んでいたり、流れていたりするのは多々ありますけど、これは1回つくっておけば5年、10年は楽にもつものと言われると。

また、古くなればなるほど魚が付きやすいという利点があります。その中でやはりこの1ワットの方々が漁をするのに、探さなくてもその漁礁の位置さえわかっておれば、そこへいったら集まっている魚を釣れるというような、安易に漁がしやすい、また1ワットの家族的な中でやっている漁師の方々ですね、所得向上を私はお願いするわけですけど、この浮き漁礁に対しては、やはりまた漁業組合との設置場所、いろんなところもあると思いますが、これは漁業組合の意向に沿うんじゃないかと、やはり町長から強い希望で、こういう意見も出たからやってみるかというような中で、やはり設置場所とかそういうものはね、やはり漁業者と話し合いをしながら決めなければいけないと思うんですけど、そういうお互いの努力の中で、この浮き漁礁の実施を私は強く臨むわけですが、町長どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃることもよくわかるんですが、先ほど議員からもご指摘があったように、やっぱり漁業者のですね、お話を聞かないとわかりませんし、また漁礁に対しての今の段階で知見がないもんですから、勉強させていただいた上でですね、漁業とともに勉強させていただいて、どういう方策があるのかと検討させていただきたいなと思います。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、この浮き漁礁に関しては1基、仮に予算的なものであれば200万円もあつたらできると思うんですね。それを5基としても、1,000万円ぐらいのもんだから、そこはこの地場産業の漁業に関する振興策といたしましては、安いもんじゃないかなと、そういうことの中で、また漁師になる方々が増えたり、また後継者の育成ができるようであればですね、私は生きてくるんじゃないかなと、この施策はね。そのように思っております。

私はもう選挙の中においても、これだけはどうしても町長に議会で質問しながら、町長の理解を得ながらですね、予算をとりながらどうしてもやっていきたい事業であるので、ちょっと前向きに考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ないんですけども、その200万円のものね、どういうものかというのも勉強させていただきたいと思えますし、今5基と言いましたですけど、例えば実証実験的なものがないのかということも含めてね、検討させていただきます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

とにかく今の地場産業にまつわる漁業に対しての漁師になる方がもういなくなりつつ、本当に私が危惧しとるのは、小型漁船で営んでいる1ワットの方々が、もう本当にこの数年、数年のうちにもうなくなっていくんじゃないかなという危惧をしているので、やはり所得につながればね、向上につながれば、また漁師になりたいという方々も増えると思えますので、また、この若い人たちの希望といえる地場産業の、また発展に寄与されるこの浮き漁礁にですね、どうしても力を入れたい、町長の力強い答弁を前向きな答弁をいただきたいと思えますが、どうでしょうか、町長。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

水産業に関わらず農林水産業ね、基幹産業だと捉えております、1次産業が。そういう意味では農林水のいろいろな方々とお話をしながらですね、どういう施策があるのか考えていきたいと思えます。また特にこの長島地区は水産業の盛んな地域でございますので、そういった部分も勉強しながらですね、どうすれば行政として力になれるのか考えていきたいと思えます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長の考えていただけるということで、私もですね、この議会が終わればまた漁師の方々といろんな浮き漁礁に対して、私もまだはっきりわからないところもあるので、お互いに漁師の方々の話を聞きながら勉強していきたいと。また、機会があれば、また一般質問したいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の老人ホーム赤羽寮についてであります。

今回、平成31年度主要施策で、優しさで支え合う健康福祉の中で、老人ホーム赤羽寮について、赤羽寮改善委員会を立ち上げとありましたが、これは何が目的であり、また委員会のメンバー構成はどのようなものなのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

赤羽寮のですね、改善委員会ということでございますが、これは29年5月、利用者が安全・安心、快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある住まいとしての施設づくりを進めるにあたりまして、世代・職種等の違う職員から意見を集約することにより、赤羽寮がより良い方向に変革していくための協議の場を設け、諸問題の解決に向けた検討を重ねてまいりました。現在はですね、委員会で検討されました内容に基づき、継続して取り組んでいるところでございます。

部会につきましてはですね、食事・介助部会、排泄・入浴介助部会、処遇部会、施設事務改善部会、こういったところへ職員がそれぞれ分かれてですね、検討していただいているところでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今回この改善委員会を立ち上げたわけですが、この中でですね、今3つほど部会を言われましたが、そのメンバーはちょっと聞き逃したんですけど、職員の中でのメンバー構成でよかったですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのとおりでございます。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、私もこれの赤羽寮の問題はですね、何度か改築に向かったの質問をやってきましたが、やはり町長の答弁は改修でいきたいということの中で、前回は改修の中で、私はもうそれは改築は無理だなという町長の立場もわかりですね、また、既存業者等のこともありますんで、十分町長の立場もわかったんで、選挙の時もですね、街頭演説で町長の立場というのを理解したということで、その中で町長が改築に近い改修をやっていくと、入所者にとっては住むことに対してのいろいろな部屋の改善とか、施設の改善は十分に改築に近い改修をしてくれるだろうということを訴えたわけですね。

その中で住まいとしてのやっぱり施設づくりは、やはり入所者の方々を第一に考えていただいて、進めていって欲しいと思います。やはり今回ですね、それに思ったのは、やはりちょっと予算的に改修の予算がちょっと少ないように思ったんですが、また、来年度もちょっと上げてですね、今回はこの程度やったらもつだろうという、まあいいだろうということじゃなくて、そういう思ったところは改修せよというぐらいの、するというぐらいの意欲を持ってやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

改修の話の前にですね、もう1つ改善委員会で大きなのは人づくりです。職員の研修をですね、今まで以上にしっかりとやっております。これは全体研修、それからそれぞれのグループとか講師も招いて全員でやったり、これをですね、年に約10回、合同勉強会等ほか外部からも招いてですね、そういう研修もやっております。

それから安全・安心のために避難訓練等もやっておりますし、そういったものもやっておりますので、そういう改善をどんどん重ねることによって、人も物も、物は赤羽寮ですね、より住みやすいところをやっていきたいと思います。

予算については、今年度は少し少なかったんですけど、例年相当な金額を改修させていただいておりますんで、必要とあるところは議員もおっしゃっていただいたとおりでと思います。我々は住む人たちのために改修できる、しなければいけないところは積極的にやっていきたいと思います。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

改修に対する予算的なものは、来年はまた増やしていくということの答弁をいただきました。またですね、今、赤羽寮改善委員会に対しての目的は職員間の管理、またつながりをしっかりやっていくということでしたけども、私もこれに関してはですね、ちょっと質問しようと思っておった時に、町長は目的で改善委員会の目的の中で答弁いただきました。

要は以前ですね、職員間の赤羽寮においては、職員間の確執が生まれ、たくさんの職員が辞めていった事実もあります。近年もあると思います。そのような中でですね、やはりその確執をやっていただく改善、やっていただくことによって、また入所者がですね、その雰囲気によって、また住みよい、また入所しやすい赤羽寮に変わるじゃないかと思います。

以前はやはり職員間の確執があれば、やはり入所者に転嫁していくんじゃないかなという危惧もあったけど、今、町長が私が質問しようとしていたところをですね、改善委員会の中で改善していく目標も答弁いただいたので、しっかり職員の管理をお願いいたしまして、入所者の方々が、また住みよい、また楽しい赤羽寮になるように職員ともども、職員に指導しながらともどもですね、明るい赤羽寮の施設づくりにご尽力いただいたらと思います。それはどうでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員もご指摘いただいたように、まず施設もそうですけども、やっぱり職員だと思えます。ぎくしゃくしていれば、やっぱり議員がおっしゃるように、職員にあたり、笑顔のない施設でですね、職員がゆっくりと落ち着いて暮らせるかといったら、それはないと思いますんで、部会等をつくってですね、会議をすることによって、職員同士のコミュニケーションも随分と図れるようになってきましたんで、どんどん不満が蓄積してですね、爆発するというようなことではなしに、常にそういう意見交換もしながら、より良い方向へ持っていくということですので、随分と風通しのよい、今、施設になっていると考えております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今の町長、本当に赤羽寮の改修で施設が良くなった、明るくなったという中で、職員また入所者がぎくしゃくしておったら、何もならないことでもありますんで、今回も今、町長が言われたように、職員間の管理もしっかりしていただいて、明るい赤羽寮の運営を続けていっ

ていただきたいと思います。私の、もう答弁はいりませんので、これで質問を終わらせていただきます。

東清剛議長

これで、入江康仁君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

(午後 1時 30分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 32分)

東清剛議長

次に、6番 原隆伸君の発言を許します。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

皆さんこんにちは。通告に従いまして、平成 31 年 3 月議会の一般質問を最後に行わさせていただきます。

私は、当初予算の効果と施政方針についてということで、一般質問を行いたいと思います。

紀北町の当初予算は、平成 18 年度の合併時の一般会計 85 億 8,111 万 2,000 円、特別会計 58 億 7,857 万円で、合計 144 億 5,968 万 2,000 円で始まりました。尾上町長になり平成 22 年度の予算は 91 億 1,828 万 2,000 円、特別会計 31 億 3,192 万 6,000 円、合計 130 億 3,607 万 6,000 円となりました。

尾上町政 3 期目の 2 年目の平成 31 年度予算は、一般会計 113 億 6,175 万 3,000 円、特別会計 28 億 4,650 万円、合計 148 億 9,275 万円となり、紀北町合併後の最大予算の積極財政とされております。

これをずっと見回してみますと、お手元に資料があると思うんですけども、合併前ですか、2006年に老人医療特別会計というのは、その後、後期高齢者に併合されたのかどうかわかりませんが、この合併前の段階で特別会計が58億7,857万円でした。そこらです、今、28億4,560万円。

東清剛議長

原議員どの辺に書いてありますか、今の数字。どの表ですか。

6番 原隆伸議員

この表の中の一番上、紀北町一般会計予算総括表という。

東清剛議長

50何億という。

6番 原隆伸議員

そここのところが、どういうふうに変ったのか、ご説明願えれば幸いです。よろしくをお願いします。

東清剛議長

小計のところですか。

ちょっと通告外、通告ないんでね、どう扱うかなんですけど。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

特別会計の金額でございますが、今、28億4,600万円ということでございます。これはそれぞれの積算したものが、28億4,600万円ということになっておりますので、今、これがどういう起因かと言われましても、積み上げとしか今のところ言えないような状況ではないかと思っております。以上です。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

老人保健特別会計がですね、後期高齢者事業に併合されたもので、こういうふうになっているのかなというふうに解釈、私しているんですけども、そこについての説明と、それから、2016年が17億4,530万円やったかな、2016年度と今年と同じぐらいなんですけど、去年と一昨年よりもちょっと少なくなってますんで、ここら辺で介護サービス事業に支障はないのかというところを、ちょっとまた合わせてご説明願えれば幸いです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

2016年の場合から変わっているのは、国の制度が変わったということでございます。

それと、あとのそれぞれの実質みあいによる数値でございますので、そういうことでございます。

東清剛議長

原隆伸君。

これね、今日配付した資料なもんですから、それについて。

6番 原隆伸議員

今からそこでも言いますんで。

すいません。今日ちょっと私の質問事項外のことをちょっと言いましたもんで、質問事項に戻ります。申し訳ありません。

次に質問事項といたしまして、紀北中学校、紀北町庁舎、海山消防署、健康増進施設、紀北町長島多目的会館が完成しました。利便性や健康に対する熱意の成果だと考慮されますが、その後の効用と今後の見通しと懸念点について、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずそれぞれ大きな合併後ですね、行われた事業でございます。それについて、まず紀北中学校ということでございますが、紀北中学校につきましては、平成24年度に校舎及び屋内運動場を改築しております。地元産材、地元木材を使用した、人と優しく安全・安心に学習できる学校としてユニバーサルデザインに考慮した学校施設となっております。

現在、生徒たちにとって自然を感じられる施設として、よく学び心身ともに健やかに育つことを目指し、いきいきと活力のある教育活動を展開しているところでございます。

庁舎におきましては、紀北町合併協定書によりまして、合併後5年以内に新庁舎の位置を、紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性に優れた適地に定めると取り決めがございました。その際に議会におきましても、特別委員会を設置し利便性、経済性、津波対策など熱心にご議論いただき、現在の位置に決定しているところでございます。

構造的には鉄筋コンクリートづくり4階建てで、耐震補強も行っておりますことから強固

なものとなっておりますし、非常用発電機キュービクルは屋上に配置し、サーバー室、防災行政無線室は4階に配置するなど、防災面にも考慮した建物となっております。

海山消防署につきましては、新庁舎の特徴としまして、管内現着時間、土地の安全性、アクセス、インフラ、周辺環境など消防庁舎として、主要な条件を満たした場所に立地しております。加えて鉄筋2階建ての庁舎2階部分に、業務及び居住スペースを集結させることによりまして、津波災害や水害が発生した場合でも、業務を継続することが可能としております。

次は、健康増進施設につきましては、町民の皆様の健康増進と体力の向上及びスポーツの振興、競技力の向上を目指し、また地震・津波発生時の緊急避難場所として、町民の生命と財産を守ることを目的といたしております。

多目的会館につきましては、4月にオープンの予定となっております。地域活動や学習、文化活動の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集、意見交換などができる交流の場として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的といたしております。以上です。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

いろいろ利便性についてはいろいろありますけれども、ただ1点だけ、何点かあるんですよ。予期せぬことが起これば、これらは下手すると後手にまわる可能性を秘めたものがあるというふうなことで、私はここを一緒にまとめてここに並べました。

この中で健康増進施設ということで入ってまして、これについて聞き取りを行うことができましたものですから、これについてご説明願えるようであれば、幸いなのですが、よろしくをお願いします。

東清剛議長

何を説明するの。

6番 原隆伸議員

そしたらもういいです。私のほうで言うときます。健康増進施設につきましては、委託料が3,270万円で、使用収益が4,347万円、企画運営費300万円、それで合計、赤字額として1,311万円であったというように伺っております。これについてここで終わらせてもらいます。

次に、銚子川などの観光資源の景観について、いいですか。

東清剛議長

いいですかって、ここは一般質問でしてね、議員がいろいろと執行部と町長に。

6番 原隆伸議員

いやいや聞いたらあかんというもんやから、私だけちょっと言わせてもらいましたんで、申し訳ありません。

それでは、ここから正規に戻ります。

銚子川などの観光資源と景観について、来訪者への取り組み姿勢について、この2点ちょっとお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川のお話、観光資源ということで、銚子川はですね、本当にすてきな川だということで、今、近年人気が出ております。それに加えてですね、今年は世界遺産登録15周年ということで、我々としては大変すてきなもので観光資源としてあるものと思います。銚子川のこれだけやったかな、効果。すいません。来訪者やない、来訪者に対してというんやったな、ごめんなさい。ちょっとお待ちください。

来訪者への取り組みということでございますが、来訪者のニーズをですね、的確に把握して、それにお応えすること。それで紀北町の魅力をさらに知っていただく、そういった来訪者とコミュニケーションをとりながら、地域の活性化へと結びつけていきたいと思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

銚子川などの観光資源や景観についてということですね、いろいろ紀北町はPR費を使いまして、銚子川及びいろいろ宣伝しております。しかし、今回銚子川上流へですね、残土が埋め立てられるような状況が起こってですね、下手すると銚子川が汚染される、汚れる可能性を秘めているということで、これが汚れてしまえばですね、今まで銚子川に注いできたPR費が無に帰すというようなことがありますんで、ここら辺についてですね、今後本当に今までやってきた、また今後いったん汚れてしまえば、元へ戻らないですから、それを維持す

るにはどうしたらいいかと。

それでまた他のところにもですね、一石峠は熊野古道のところですね。だから、そこらについての景観についても、やっぱり景観を維持するにはどうするのかと。せっかく紀北町がPR費をどんどん使っているんですから、そのPR費が無駄にならないように、どうしたらいいかということですね。

それから、銚子川についてはですね、来訪者が来れば、当然駐車場もいるだろうし、トイレも要るだろうし、だからここら辺へ来られた方が、なんやと思われ、また来たいなと思うようにするには、どうするかということ、この銚子川を取り返しのつかないようにしないためにどうするのかという、真剣な思いを語っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川ね、PRって、そんなに大きなお金もかけてなく、テレビやそれぞれのカレンダーとか使っていただいたりしてですね、本当にあれをお金にすれば億に近いような金額になってくるのではないかと、皆さんのご理解・ご協力でPRというか、宣伝をしていただきました。

そういう中、維持するにはやはりですね、「自然と共生の町」宣言、これをみんなで共有してですね、訪れる人たちにもその宣言文のように、行動していただきたいし、もちろんこの地元に住む我々がしっかりと自然を守り育てるということ、意識しなければいけないと思っております。

そしてまた、銚子川上流とはいいながら行政区を超えたところにも残土がですね、投棄されている部分もございます。そういったこともございますので、県のほうに条例制定をお願いして、31年度中に条例制定していただけるということでございますので、これはもう町も事業者も住民も、それから三重県も。三重県もですね、含めて。地震の。揺れた。

東清剛議長

地震が発生していますよ、今、揺れました。

東清剛議長

暫時休憩いたします。2時まで休憩いたします。

(午後 1時 49分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

東清剛議長

原隆伸君の発言を許します。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

ハプニングが起きまして中断されましたけども、私も一番最後に入れてある事項について、言おうかどうか迷っていたところ、言いやすくなりましたので、あとでまた触れさせていただきます。

先ほど銚子川に行く前に地域活性化策への取り組みと今後の展開についてというところを飛ばしてしまったんですが、飛ばしたほうがよかったんで、基金の運用、合併特例債についてはまた後で質問させてもらおうとして、この地域活性化策への取り組みと今後の展開についてと基金の運用についての2点、絡み合わせてご回答いただければ幸いです。

それで、一応参考資料としましてはですね、紀北町地域づくり事業資金の経年推移一覧表というのがございますんで、これに従ってお答えいただければ幸いですので、よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地域活性化について少し述べさせていただきます。

活性化というのは何かというと、産業の活性化とか観光とか、いろいろなお話もありますけど、紀北町全体の活性化を考えればですね、安全・安心、健康増進や生涯、4つのプロジェクトがございますよね。安全・安心、健康増進、にぎわい交流、子育て・教育、こういっ

た全てが重なっての活性化という捉え方と、今、議員がおそらく言いたいのはそれぞれの産業振興、観光振興、そういったものの2通りありますが、それぞれ我々としてはやっていきたい。

それから、基金の話で地域づくり基金とかお話がありましたんで、それらこそですね、産業の活性化や観光交流、そういったものに資すべき基金だと思っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私はこの基金の中でですね、地域づくり事業資金というものはどういうもので、なぜ使えなかったのですかと、このグラフの中でほとんど使われていませんよね。地域づくり事業資金、中山間ふるさと・水と土保全基金ですね、それから地域振興基金、地域振興基金は合併時1億2,000万円だったのがですね、今、12億6,999万円に積み上がっています。これ使われてないと思うんです、私がこれ質問するのは、これを使われておったら、ちょっとでも小学校の閉鎖がちょっと延びたんじゃないかなということも懸念の上でですね、使われ方がちょっとという気持ちを持って、質問しています。よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基金等の運用につきましては、財政課長から答弁させていただきます。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

今の質問にお答えさせていただきます。まず地域づくり事業基金につきましては、目的につきまして、多様な歴史・伝統文化、産業等の特性を生かした独創的な個性的な魅力あふれたまちづくりを推進するために、使わせていただきます基金となっております。

合併後につきましては、平成19年度、21年度、24年度から29年度までで、2億39万1,000円活用をさせていただいて、地域づくりのための事業を進めさせていただいております。

続きまして、地域振興基金につきましては、合併した市町が町民の連携の強化及び地域振興に要する経費に充てるため、合併特例事業債を活用し基金の積み立てを行っております。

こちらにつきましては、起債の償還が終了しないと、事業のほうには活用できないこととな

っておりますので、これまで充当はしてございません。

続きまして、中山間ふるさと・水と土保全基金につきましては、平成5年度に土地改良施設や農地を中心とした地域資源の保全に資する地域住民活動を支援するために設置をいたしました基金であります。一部交付税措置されていることから、基本的には運用益のみの活用となっております。こちらにつきましては、合併後この基金を活用いたしました事業は行っておりませんが、それに代わる国の交付金等を活用させていただいております、多面的機能支援交付金事業等で農道等の農家に対する支援等を行っております。以上でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

そうすると合併特例債が終わらない、償還しないとこれは使えないということと解釈していいんですね。合わせてこの地域づくり事業基金の2億1,300万円ですか、これについては神楽とかそういう修理とか、そういうところに使われた金額なのか、どういうところに使われたんでしょう。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

地域振興基金につきましては、償還したものから事業に活用できることとなっております。地域づくり事業基金の主な活用事業につきましては、観光振興推進事業のほうに活用をさせていただいております、主に観光振興PR活動事業や始神テラスへの案内人の設置など高速道路の延伸対策に活用させていただいております。

先ほど議員がおっしゃられました神楽等につきましては、コミュニティの助成でそちらは対応させていただいております。以上でございます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

お金をどう使っていくかという話がここに入ってきていると思います。事業するにあたりましてね、基本的には交付金事業とか、補助金事業をうまく使いながら、それで不足する部分で基金でカバーしておりますので、財調とかね、そういう交付金が入ってきたお金を使い

ながらしていますので、この基金が多く使った使わないということよりも、どういう我々としては有利な交付金事業とか補助金を取りにいつているわけなんで、そういったものを踏まえて、全体としての一部のところ基金を使わせていただいていると、そういう事業の選択の仕方をしております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

他の自治体ではいろんな活用しているみたいですね、紀北町もなかなか使い勝手がちょっと限定される可能性があるんかもわからないんですけども、各自治体いろいろやられています。それで、私、今まで4年間たってみてますけども、本当に私、今の地域振興策の中でですね、私の発想で言えば種をまき、肥をやり、花が咲きですね、実か実り、その実が落ちてまた種から芽が出るという発想につながるような施策は打たれてないような気がするものですから、ちょっと失礼とは思ったんですけどもですね、こういうことを指摘させてもらいました、町長の答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、基金はですね、我々としてはできるだけ使わないように、有利な起債ですね、先ほど申し上げた交付金事業をとってくる、三浦矢口なんかですね、50%の国の交付金事業や機能増進補助金、そういったものをとってきた。どちらかといえばそこでどういうお金を国や県からとってくるかのほうが、私は大事だと思うんです。

それで不足する部分を基金を使ってできるだけ減らさないように、それで使えるものであれば合併特例債を使って、そこの充てた1億円なら1億9,500万円の70%が返ってくるような、そういうことを考えながらですね、できる限り町のお金を出す、1つの事業に対して出すお金を少なくするようにやっています。

そして、どうしても出さなければいけない部分の中で、地域づくり基金、そういったものに当てはまるものは、それを当てはめさせていただいている、そのような使い方をさせていただいております。ご理解願います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私のそういうことで使うべきところは使うわないかんけど、あとは要するに使うことによって、そのことによって花が咲き、実が実るといような形のものをつくっていく必要があると。

これ地域振興基金運用益の活用方法とかいうことで、市民の一体感の醸成とかですね、地域振興に資する事業というようなところでですね、いろいろと地域コミュニティの啓発、地域コミュニティの活性化、地域間のネットワークづくりとか、ここらはソフトな部分やと思うんですよね。

だから、ここらにソフトの部分の醸成するために必要な基礎ですね、基礎をつくる時に資金は投じて、肥やし、そこを育てるための肥やしはやって、あとは花が咲けばですね、そこから新たなもんがまた生まれてくる。そこをつくってかないと、いつまでたっても新しいこと、地域づくりの醸成、今、町長はいろいろやっていますよ、やっていますけれども、もっと早くですね、フットワークが早くできるような体制を構築して行って欲しいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

施策についてはね、議員の皆さんのご意見もお聞きしながら進めているところでございます。基本的な命題でですね、やっぱり少子高齢化、この地域の疲弊、流通問題、そういったものも多々ございますので、なかなか思うように進まないのが、各日本全国のこういった地方の自治体の実態ではないかと思えます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

じゃあこの問題については、これ以上進みそうもないものですから、次に地方債の残高見込み、合併特例債の今後と人口減少による次世代への負担の可否についてですね、返済額と返済期限と人口減少への考え方を例示してくださいということで質問を求めます。

それで参考資料としましては、地方債の残高見込額推移一覧表というのを、私、添付していますんで、それを見てお答え願えれば幸いです。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

地方債ということで、後ほど財政課長のほうから答弁していただきますけど、基本的には先ほど申し上げたように、合併特例債、過疎債、それから緊急防災・減災事業債、こういったですね、交付税措置のある起債を使っております。ですからこの起債は大変大きな金額に紀北町もなっておりますけれど、29年度ということでさせていただきますと、どこに書いてあったかな。ちょっと細かいところは先に課長に答えさせます。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

合併特例事業債につきましては、先ほど申しましたとおり合併した市町村のみが起債できる起債事業となっております。先ほど町長のほうからもご説明がありましたが、元利償還金の70%が普通交付税に算入をされます有利な起債でございます。

本来なら一般財源により財源措置しなければならないものが、合併特例債を活用することで後年度負担の大幅な削減を行わさせていただいております。

主な活用事業といたしましては、公立学校施設の耐震化事業、紀勢自動車道地域振興施設の整備事業、健康増進施設整備事業、三浦矢口海岸保全施設整備事業など重要な事業に活用させていただいております。

後年度への負担でございますが、先ほども申し上げましたとおり元利償還金の70%が交付税で算入されますので、実質負担としては30%になりますので、後年度負担の軽減も図っております。以上でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私がいまいちわからないのは返済額がですね、返済額が今いくらあって、その返済期限がどれぐらいで、例えば10年後に人口がどれぐらいの時と想定すれば、その時の返済額その当時の住民負担というんですか、としてはどれぐらいとして考えられるのか、20年後はどうかということをお聞きしたんです。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議長、詳細についてはね、財政課長のほうから言いますけど、結局、今どれだけ借金あって、将来どう返さなければいけないというのは根本のご質問だと思いますので、29年度末を例にとらせていただきます。ですから、29年度末ですね、地方債残高については118億3,672万9,000円になっております。この中にはですね、先ほど申し上げたように、合併特例債とか普通過疎債、それから緊急防災・減災が、それに臨時財政対策債、これは100%国から入ってくるんです。そういったものがございまして、実質の負担しなければいけない残高というのが17%となります。そして20億1,224万4,000円がこれを17%に当てはめると、そういった数字になります。

そして、我々この20億円の中で、減債基金として約14億円貯めておりますので、できるだけ将来の紀北町の皆さんに、ご負担をかけないような基金づくりをしているところでございます。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

先ほど町長のほうからは、全体的な起債残高のお話をさせていただきましたので、私のほうからは合併特例事業債につきまして報告させていただきます。

合併特例事業債の平成29年度末の借入残高につきましては、39億5,842万5,000円であります。償還額の70%が普通交付税に算入されますので、実負担額は30%の11億8,752万8,000円となります。1人あたりの残高につきましては、平成31年2月1日の人口で除しますと、1人あたり約7万5,000円となります。将来の負担につきましては、人口のほうが未確定でございまして、発言は控えさせていただきます。以上でございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

一応よくわかりましたので、どうもありがとうございました。

じゃあ次にですね、南海トラフというところになるんですが、ちょっと脱線させていただきます。ここで町長ちょっと古里温泉、風呂へ入ったことありますか。年に何回ぐらい入ったことありますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

古里温泉に入浴したことはありません。何度も行って手をいれたりしたことはありますが、入浴自体はございません。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

その中に古里温泉の資料がございます。一覧表があると思うんですけども、古里温泉におそらく入ってみれば町長も問題点を把握できると思うんですよね。本来、私が3年前に掃除して、そこからいろいろ改善して、この間の一般質問の回答に対して、皆さんからきれいになった良くなったと喜んでもろとると言っているわりにはですね、利用者が増えない。

高齢化によって今まで来てくれとった人が来なくなったということも考えられますけれども、私、3年前に汚かったもんできれいにしたんです。汚くなりつつあるから掃除してくださいねと言っているんだけど、誰も掃除しようとしません。落ちないんであるならば落ちるようなものをですね、使って落とせば利用者はみんな気持ちよくなるんですよね。特に水があそこは溢れてないから。

東清剛議長

原隆伸議員、ちょっと通告書の中に古里温泉のことが。

6番 原隆伸議員

これで終わらせてもらいます。そういうことで要するに紀北町がですね、よくなるために古里温泉の利用者も増えて、今、町長は起債のほうはあまり負担にならないように頑張っているということですけども、さっき脱線したところもありましたが、健康増進施設、それから古里温泉、それから今後の柱となりますふるさと納税ですね、ふるさと納税についても今後どうしていけばいいかと、要するに自主財源はふるさと納税しかないんですから、ふるさと納税を充実させて、その中でですね、要するに自主財源をどうやって確保していくのかと、これは地域づくりの話として、私は言っているんですよ。

私のテーマはですね、当初予算の効果と施政方針、施政方針の中で町長がですね、アベノミクスの推進により大きく、日本の経済情勢はアベノミクスの推進により大きく改善しており、GDPは名目、実質ともに過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど雇用所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつあると言われておりますと書

かれていますけども、私らここに将来不安を感じるものでしてですね、ちょっと今、株式市場に日銀の金を放り込んでますんで、日本の経済状況はどうなるか、不安要素を控えていますから、今後どういうふうになるかわからないというところも含めてですね、やっぱりそこまですで慎重に考える必要があろうかと思えます。

今までの質問の中で町長は十二分にそこら辺を考えていると思うんですけども、もう一度そこら辺の考えをお伺いしたいんですがいかがでしょう。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1点先にお話だけさせていただきます。職員の話ですが、議員もご指摘いただいて、職員は精一杯頑張っております。老朽化が著しい古里温泉でもございます。そういった老朽化にですね、職員の力によって一生懸命清潔に保たれて、一人でも多くの方が訪れていただけるように努力をしていただいているのが現実でございますので、議員もご理解をお願いしたいと思います。

それとですね、古里温泉は以前も答えさせていただきました。大変厳しい環境ではございます。少子高齢化の温泉利用者の減がございますし、それと各市町が今、温泉を持っております、温泉施設をね。そして松阪ぐらまで行くと、また大きな本当に温泉というか、総合的な温浴施設を持っております。南へいけばですね、大自然を生かしたような温泉もございますので、なかなか今、経営的には難しいところではございますが、今、紀北町の方に多く使っていただいて、福祉保健という観点からもですね、温泉に浸かりながら皆さんとお話できるような環境をつくっていきたいと思えます。

これは従業員の皆さんとともに、我々も頑張っております。

それとアベノミクスの場合はですね、やっぱりどうしても都市部の議論が多いように私も感じております。そういう中で少子高齢化、この地方についてはそれぞれの地方の状態、そういった産業・経済、そういうものも含めてですね、それぞれの中で頑張るべきだと思いますので、どうしても都市部に偏ったような発言になるのは、日本全体からみればやむを得ない部分があろうかと思いますが、我々としては実情にあったまちづくりをやっていきたいなと思えます。

東清剛議長

ちょっと原議員に注意しますけども、これは町政に対して、町長の執行部に対する一般質

問の場ですから、その辺は通告にあるところのことを質問していただくようお願い申し上げます。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

私は各項目について言ってるんじゃないんですよ。町長全体の考え方の中で、そこに顕著に現れているからそこを指摘しとすることで、何故かと言いますとですね、先ほども言ったけど、職員は一生懸命やっていますよ。やっていますけども、ポイントが狂とりや何もならんのです。だからそのポイントを狂わしているのは、要するに本来適切な指示をするべき人が、適切な指示をしてないから、そういうふうになっている。

だから要するに一生懸命やっとしても、きれいにならないことなんぼやったって労力の無駄ですわ。だから、要するにきれいにするためには、きれいにするためにはどうするのかと、そういうことをやらないかんということ、この件についてはこれで置いておいて、それと同じポイントになります。同じポイントになりますけれど、南海トラフ地震に対しての備えは万全ですかということですね、要するにもし想定外の想定についての所見をお伺いいたします。

だからこれも同じです。同じポイントですからそれについて、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

想定にとらわれずということで頑張っております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

これについて本来はさらっと流すつもりやったんですが、先ほど偶然地震によって進行を止められたこともございますんで、私に発言せえという意味かなと解釈しまして、ちょっと述べさせてもらいます。

もし何月何日に地震が起こるよというような将来ですね、地震予知が可能になった、なるような事態が起こったら、その時はどうしたらええかという考え方をしたことはございますか。ちょっとお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もし・たらの話はできませんし、国も地震予知のことがあって、例えば逃げなさいと1週間の経済的補てんができるのかどうかということで、しばらく前にちょっと問題になったかと思います。しかし、それは国のほうもできないというような話なんで、ただ、こういうことが起こるであろうということは真摯に受け止めてね、それに対する対応をしなければいけないと思います。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

もともとこれについては深く、現在は言わないつもりでいましたんで、この程度で終わらせてもらいます。これに関係しましてですね、一言だけお聞きします。三浦矢口の堤防工事、今やっていますけども、今この堤防より低くですね、もし高潮なり津波が来た場合、その堤防より低いところはその近辺にないのか。それだけちょっと確認します。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ぐるっと紀北町は堤防で囲んでおりませんので、そののみに関わらずないところはございます。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

ここまできたらもう多弁を要しませんので、この一言で終わらせてもらいます。

答えも町長はそれにしてください。

例え1cmでも低いところがあれば、なんぼ立派な堤防をつくろうと、そこから回り込んできて、その堤防の意味は何もない。ただ捨てた金である、その一言を言って、それについての答弁を求めます。それで終わります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、三浦矢口をですね、修繕させていただいております。これは過去の高潮対策において、大きな被害を受けたようなところでございます。ですから、地域住民の皆さんが長年要望されて、やっとこの22年、23年からやってきたこととございますので、それは津波も高潮も回り込みます。ただ、そこが大きな被害を受けたから、伊勢湾台風等の後につくられた堤防でございまして、我々としてはそういう危険性のあるところを補強していくのが、当然のことだと思っております。

それと1cmでも低いところとおっしゃいますが、これは3.11があつてからも言われております。すべてハードの対策において、防災というものはできない、人の命は守れないというのは、これは全国的な考え方とございますので、我々はより早くより高く、自分の命は自分で守る、そういった観点からですね、頑張つて逃げていただきたいということで、当初予算にも気持ちを新たにするために、より早くより高くなる横断幕の新しいやつを買わしていただく予算もあげているところでございます。8年経つてなおさら、それから伊勢湾台風から60年経つて、なおさら防災に力を入れていかなければならないと考えております。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

余話ごとのように聞こえましたでしょうけど、そういうことも考慮しなければならんんじゃないかという指摘をしたということで、言いたくないですよ、言いたくないけども言わないかんんじゃないかということで言わせてもらいました。何らかの時に頭の片隅に思い出していただければ幸甚と思えます。どうも今日はありがとうございました。

東清剛議長

これで、原隆伸君の質問を終わります。

以上で通告済みの質問はすべて終了しました。

東清剛議長

お諮りします。

3月14日は、本会議として一般質問の日程となっておりますが、通告のあった質問は本日すべて終了したことにより、3月14日は休会としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって3月14日は休会とすることに決定しました。

東清剛議長

本日は、これで散会します。

(午後 2時 33分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元年 6 月 1 1日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生